

新市建設計画

安房7町村合併協議会

目 次

第1章 序論	1
第1節 合併の必要性	1
第2節 計画策定の方針	4
第2章 地域の概況	6
第1節 地勢と歴史	6
第2節 人口と面積	9
第3節 産業構造	11
第4節 生活	15
第5節 行財政	23
第6節 地域の課題	27
第3章 主要指標の見通し	30
第1節 人口	30
第2節 世帯	32
第4章 新市建設の基本方針	33
第1節 新市の将来像	33
第2節 新市の基本理念	34
第3節 新市建設の基本方針	36
第4節 新市の土地利用の基本方針	39
第5章 新市の施策	41
第1節 市民に「活」力をあたえるまち（産業・雇用）	41
第2節 市民が「交」流するまち（交通・情報通信）	45
第3節 市民が「住」みやすいまち（生活・自然）	47
第4節 市民に「優」しいまち（保健・医療・福祉）	50
第5節 市民が「輝」くまち（教育・文化・スポーツ）	52

第6節	市民が「創」るまち（行財政・市民参加）	54
第6章	新市における県事業の推進	57
第1節	県の役割	57
第2節	新市における県事業	58
第7章	公共的施設の適正配置と整備	60
第8章	財政計画	61
第1節	歳入	61
第2節	歳出	62

第1章 序論

第1節 合併の必要性

1. 合併の背景

私たちが住む安房7町村は、古くから歴史や文化、生活において深い繋がりがあることに加え、消防や水道、廃棄物処理などの広域行政をともに進めてまいりました。

しかし、少子高齢化の進行や日常生活圏の拡大、行政ニーズの多様化と地方分権の進展への対応、国・地方を通じた深刻な財政状況などその抜本的な対応策のひとつとして、現在、全国の多くの市町村で合併に関する協議が進められています。

今、合併が求められている理由としては、次のようなことがあげられます。

（１）少子高齢社会の到来

本地域では、人口減少と少子高齢化が同時進行しており、まちづくりや福祉等の行政サービスに対するニーズは高度化・多様化してきています。

そのため、様々な行政課題に7町村が別々に取り組むより、合併による充実した組織体制で、質の高いサービスを提供することが期待されます。

（２）財政状況の悪化

基礎的な自治体の役割と責任は、ますます増大してきている一方、地方自治体の財政状況は悪化しており、効率的・効果的な行政の展開が求められています。

このような要請に応えるためには、7町村が合併して、行政の効率化を図るとともに行財政基盤を強化することが求められています。

（３）地方分権の推進

国と地方の関係は、上下・主従の関係から対等・協力の関係に変わってきており、地方自治体自らが政策を形成し、実行し、評価してその結果を施策に反映することが強く求められています。そのためには地方自治体の行政能力をより一層向上させる必要があります。

特に、地方分権の時代は、地域間競争が激化する時代でもあり、地域の個性や魅力を高めるためにも高い政策形成能力が求められています。

（４）広域的な行政ニーズへの対応

交通・情報通信手段の発達等により、住民の日常生活の行動範囲は、町村を超えており、住民ニーズへの対応も広域的に行う必要が出てきています。また、環境問題をはじめ町村の枠を超えて取り組むべき地域課題も増えてきています。

このように、行政の広域的な対応が求められる中で、より効率的かつ効果的にまちづくりを進めるためには、7町村が合併し、意思決定や事業実施などを単一の行政体で行うことが望まれます。

2. 合併の効果

合併によって次のようなことが期待されます。

（１）住民の利便性の向上

日常生活圏の拡大に対応して、町村合併を行うことにより、行政サービスを利用できる区域が広がり、居住地以外の勤務地・通学地などでも同じ行政サービスを受けられるようになります。

また、公共施設の利用においても選択の幅が広がり、住民の利便性は向上します。

7町村は、日常生活圏の一体性が強いことから、町村合併により住民の利便性の向上が期待されます。

（２）サービスの高度化・多様化

隣接する町村が同様の業務を別々に行い、同種の施設を個別に整備していたものが、町村合併により、財源、人材、施設などが一元的に活用されることにより、効率的な経営資源の活用が可能となります。

7町村においても、町村合併を進めることにより、従来からの行政サービスを維持するとともに、スケールメリットを活かし生み出される財源、人材、施設を有効活用することにより、より高度で、専門的なサービス提供ができるようになります。

行政内部においても、人材交流が進むことから、職員間の競争環境が創出され、職員の活性化にも寄与します。そのため、全般的に住民サービスが向上することが期待されます。

（３）重点的な投資による基盤整備の推進

町村合併を進めることで、スケールメリットにより生まれる財源を活用して、地域で必要となる施設の整備や改修、地域の活性化に向けたイベント開催や企業誘致活動など、重点的な投資が可能となります。

7町村を暮らしやすく活気のある地域にするためには、生活基盤整備や産業振興のための事業を行うことが考えられます。単独の町村ではできない事業も、町村が合併することにより、効率的・重点的に実施することができます。

（４）広域的観点に立ったまちづくりと施策展開

町村合併により行政区域が拡大すると、より広域的な観点から、地域の状況を活かした計画的なまちづくりが可能になります。特に、環境対策、観光振興施策、道路ネットワークの整備などにおいては、効率的・効果的なまちづくりの推進が可能となります。

7町村では、観光や農林水産業の振興、生活環境の整備などを推進するため、広域的な交通基盤の整備、廃棄物処理施設の整備などが求められており、広域的視点に立ったまちづくりが可能となります。

（５）行財政の効率化

町村は、人口規模の大小にかかわらず行政運営上一定の必要最小経費が発生します。そのため、小規模町村ほど人口当りの歳出額や職員数は多くなります。町村合併により、人口規模が大きくなると、スケールメリットにより、行政サービスの水準を下げずに、人口当たりの歳出額や職員数の削減が可能となり行財政の効率化が図られます。その結果、上記の合併効果につながります。

7 町村は、人口 1 万人未満の小規模町村が多いことから、合併に参画することにより行財政の効率化が進み、合併効果は一層拡大することになります。

第2節 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、富浦町、富山町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町の合併後の、新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、この方針に基づいた総合的、計画的な施策項目を定めて、その実現を図ることにより、7町村の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と市民福祉の向上を図るものです。

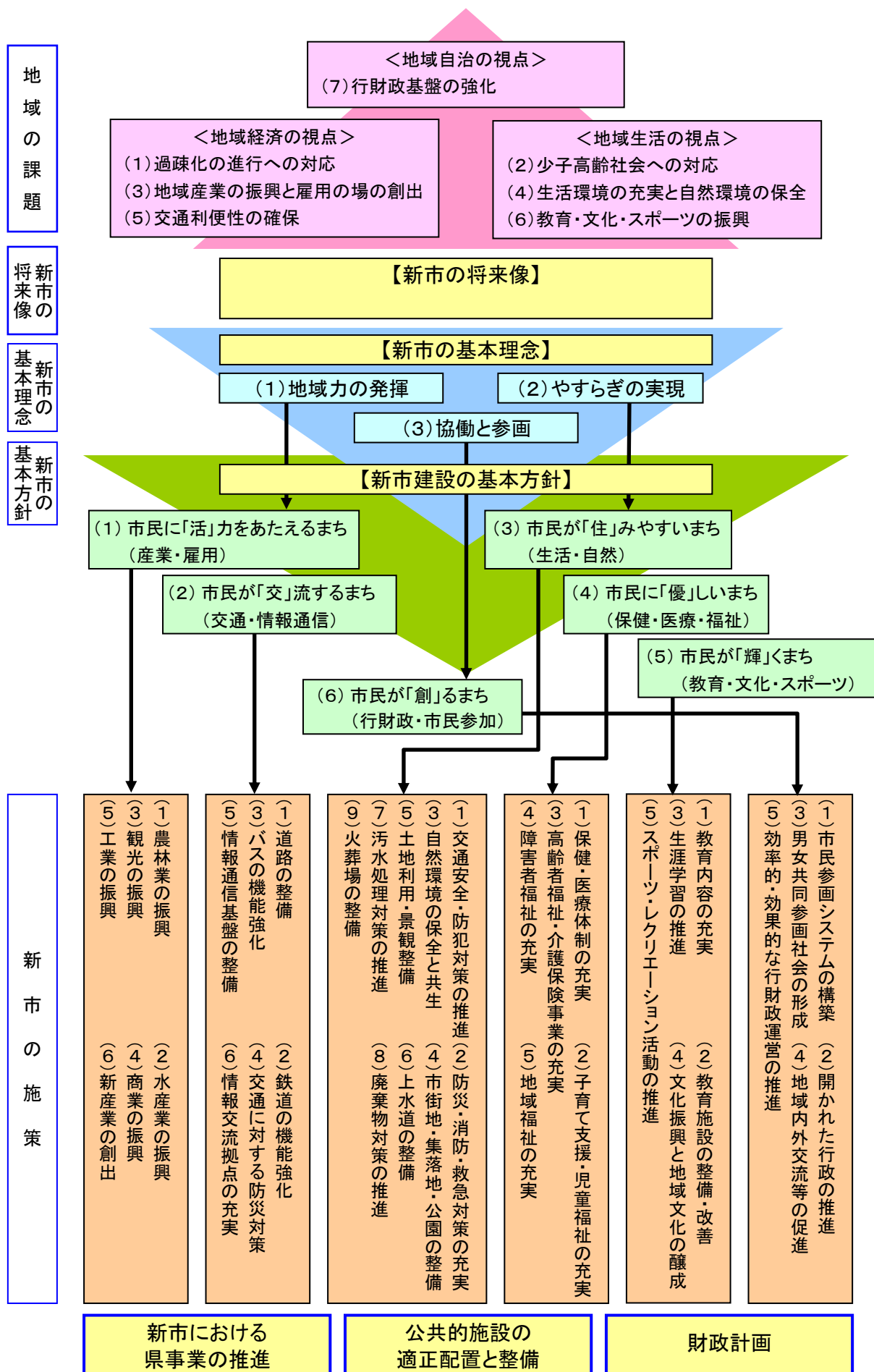
(2) 構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成します。

(3) 期間

本計画における主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画は、合併後おおむね20年間について定めます。

図 1 計画の体系



第2章 地域の概況

第1節 地勢と歴史

(1) 位置・地勢

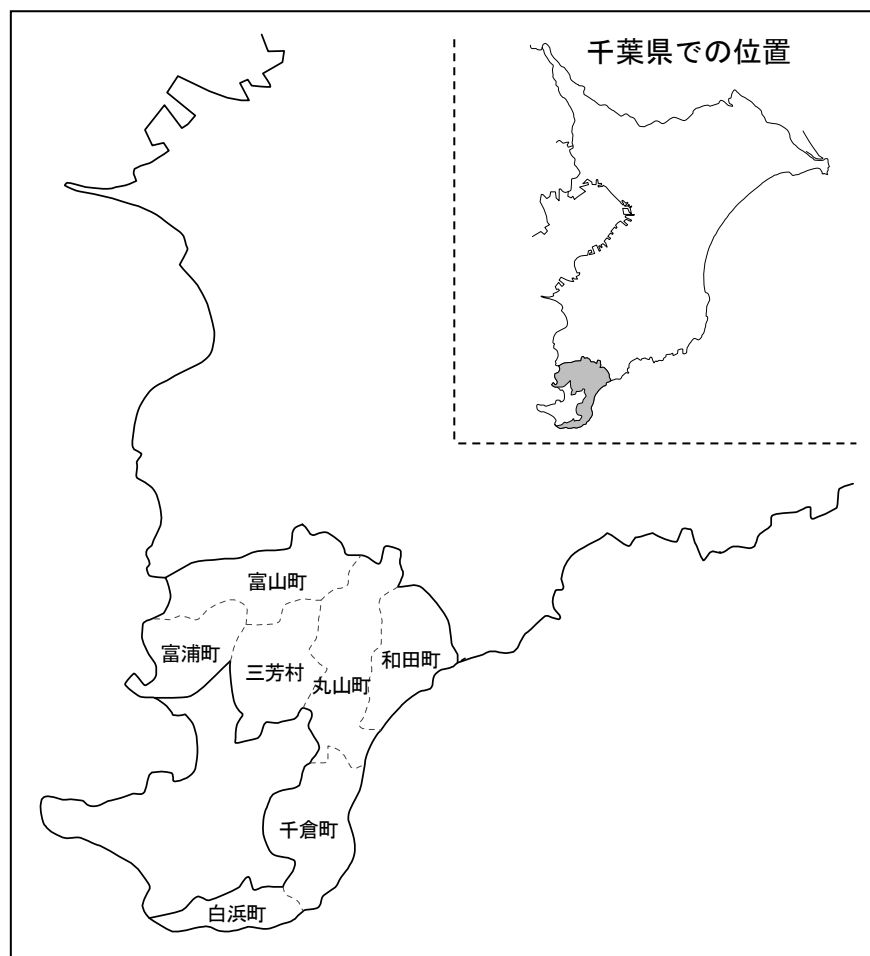
本地域は、房総半島の南端に位置し、北側には県下最高峰の愛宕山（408m）をはじめ、富山（349m）等 300m以上の山が連なっています。西側には東京湾、東側及び南側には太平洋と 3 方を海に囲まれ、その海岸線は、南房総国定公園に指定されています。

また、首都東京から 100km 圏に位置し、時間距離 2 時間程度、県庁所在地の千葉市までは 1 時間 30 分程度の時間距離にあります。

平成 9 年に開通した東京湾アクアライン、平成 16 年に開通した一般国道 127 号富津館山道路に続き、数年後には東関東自動車道館山線が開通する見通しとなっており、東京圏からの時間距離の短縮により半島性の解消が期待されています。

気候は、沖合いを流れる暖流の影響により冬は暖かく夏は涼しい海洋性の温暖な気候で、一部無霜地域を有しています。

図 2 新市の位置



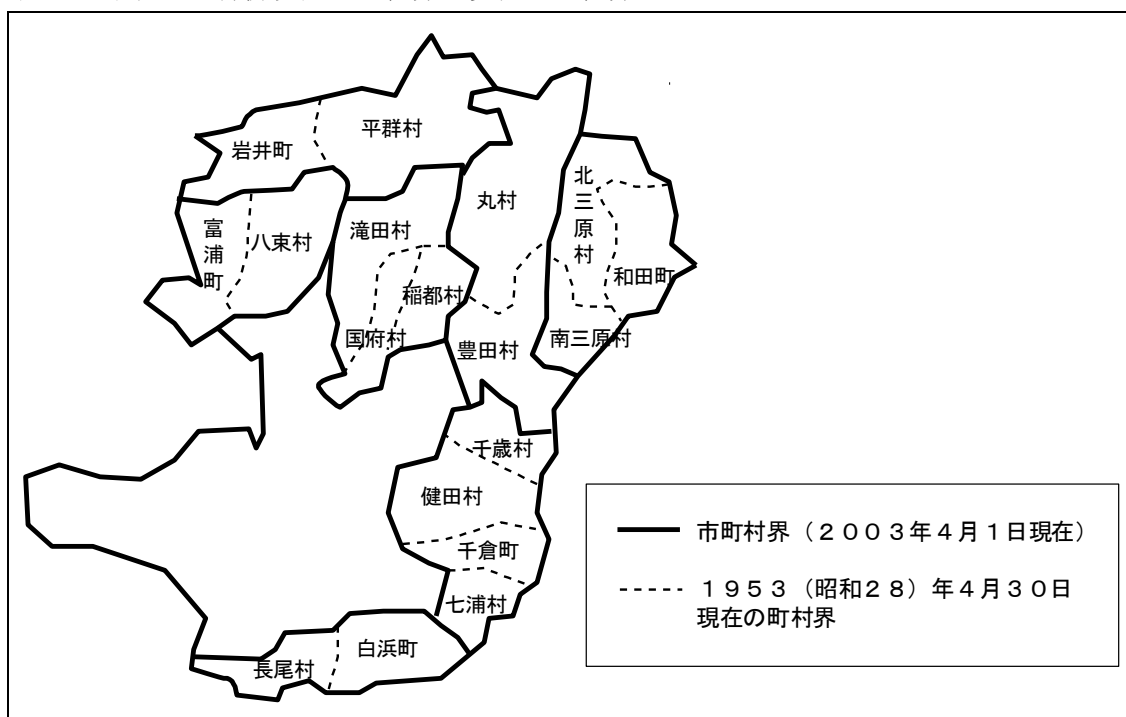
(2) 歴史

本地域が位置する安房地域は、718 年に上総国から分かれ明治初期まで安房国と呼ばれていました。かつては多数の荘園が存在しており、これらは中世末まで統治者の交代を繰り返してきましたが、戦国時代に入り、15 世紀中頃に里見氏が安房統一を果たし、戦国末期に館山城を築城して安房国統治の拠点としました。しかし、その後里見氏は、江戸幕府による全国支配体制の確立により、1614 年に改易され、以降この地は旗本領、天領、小大名の領地として分割統治されました。

近代に入り、明治 11 年の郡区町村編成法施行により郡制を施行、明治 30 年には「交通の便が相互にあり、且つ民情風俗に大差がない」という理由から、安房郡、平郡、朝夷郡、長狭郡の四郡を合併して、現在の安房郡の前身となる「安房郡」が形成されました。

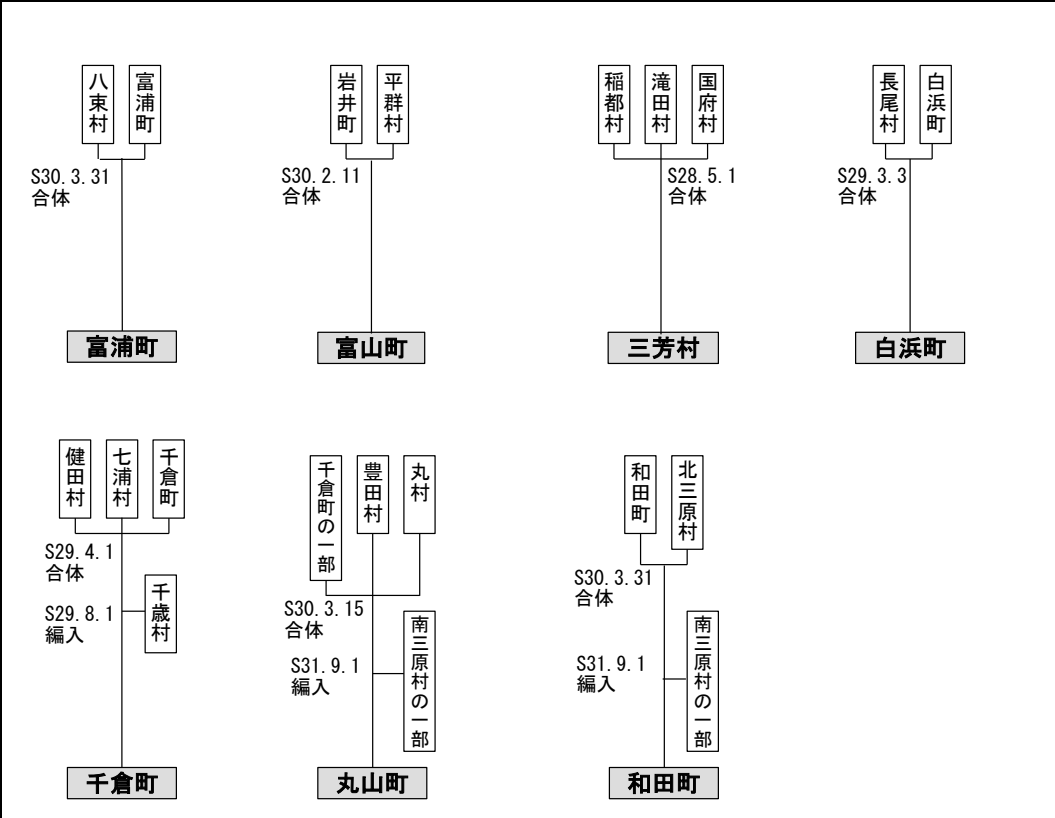
そして昭和 30 年前後に相次いだ町村合併を経て、現在の姿となりました。

図 3 昭和の大合併以前の町村界と現在の町村界



資料：千葉県史「千葉県の歴史 別編 地誌1」

図 4 構成町村の昭和以降の廃置分合の状況



資料：総務省「全国市町村要覧」

第2節 人口と面積

(1) 人口・面積

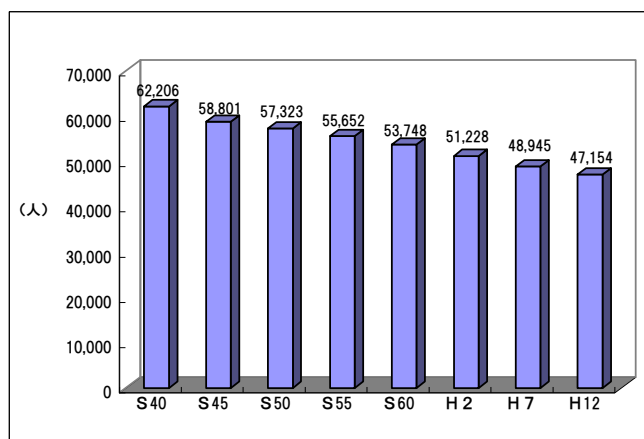
7町村全てにおいて、人口が減少しており、三芳村以外の6町で減少が顕著となっています。合計特殊出生率（※1）は、安房保健所管内では千葉県及び全国数値を上回っています。

7町村の面積は、230.22k㎡に及び、新市としては県内で千葉市に次ぐ4番目の面積となります。また、可住地面積比率（※2）の低い町村が多く見られ、そのため人口密度は県平均の5分の1以下となっています。

※1 合計特殊出生率：1人の女性が一生の間に生む子どもの平均の数

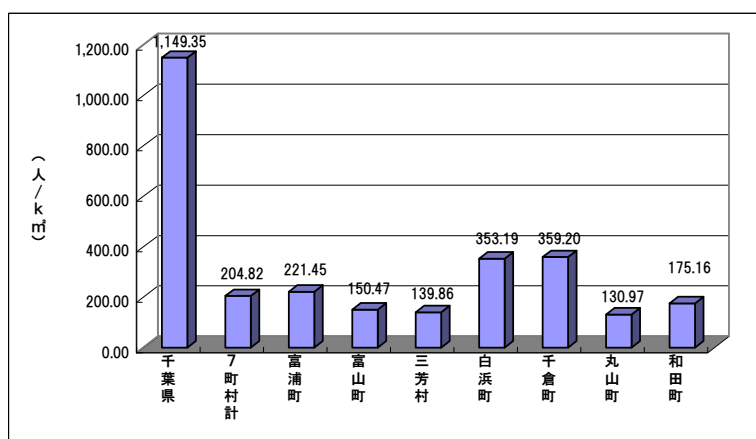
※2 可住地面積比率：可住地面積（総面積から森林・原野・湖沼の面積を除いたもの）（k㎡）÷総面積（k㎡）

図5 7町村の人口推移



資料：総務省「国勢調査報告」平成12年

図6 人口密度

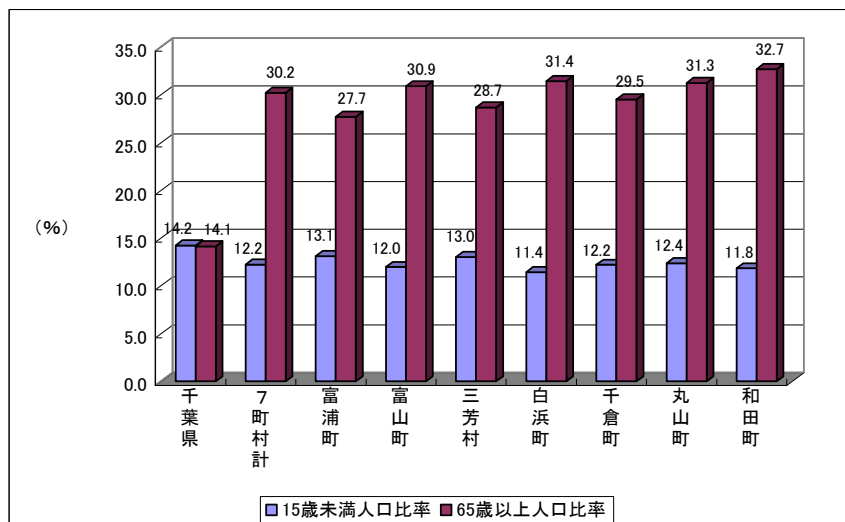


資料：国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」平成12年
総務省「国勢調査報告」平成12年

(2) 年齢構成

年齢構成は、どの町村も県平均に比べ、15歳未満人口比率が低い上に、65歳以上人口比率が極めて高く、県内でも少子高齢化が進行している地域であることがわかります。

図 7 15歳未満人口比率と65歳以上人口比率



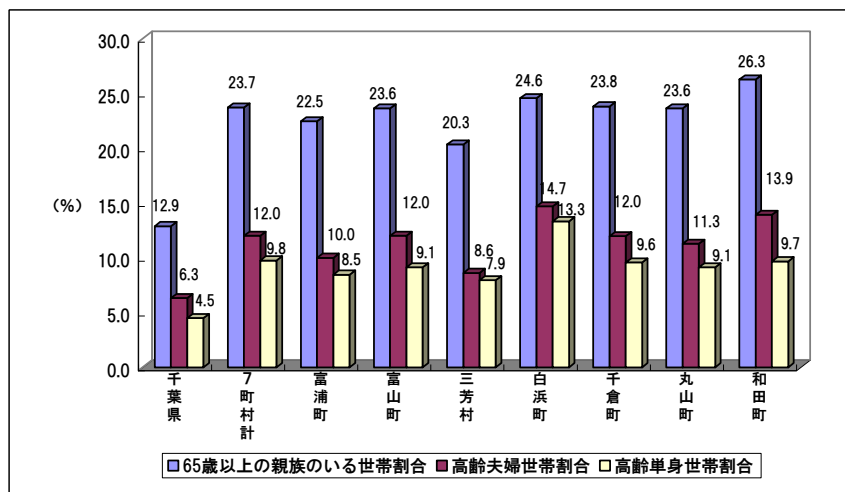
資料：総務省「国勢調査報告」平成12年

(3) 世帯

1世帯当り家族人員は県平均に比べ、総じて高めです。また、特に65歳以上の親族のいる世帯割合は、県平均の約2倍であり、同居世帯が多いと考えられます。

一方、高齢者単身世帯の割合も高く、県平均の2倍以上となっています。

図 8 65歳以上親族のいる世帯割合・高齢夫婦世帯・高齢単身世帯割合



注) : 65歳以上の親族のいる世帯：単身世帯を除く一般世帯のうち65歳以上の親族のいる世帯をいう。従って、高齢単身世帯は含まれない。

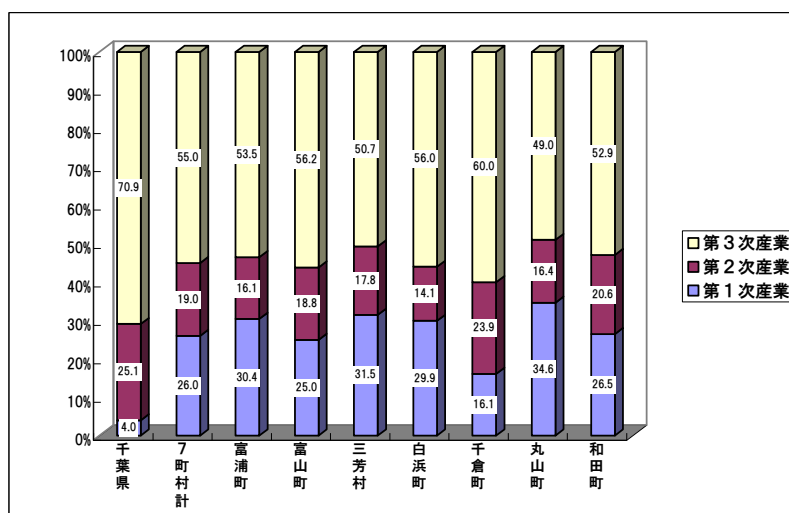
資料：総務省「国勢調査報告」平成12年

第3節 産業構造

(1) 産業別就業人口

第1次産業就業者構成比は7町村計の構成比が千葉県構成比の6倍以上となっています。一方、第2次、第3次産業就業者構成比はすべての町村が千葉県を下回っており、農林水産業の盛んな地域であることがわかります。

図9 産業別就業者構成比



資料：総務省「国勢調査報告」平成12年

(2) 第1次産業

① 農業

本地域は、温暖な気候を活かした野菜や果実、花きなどの園芸が盛んであり、収益性の高いびわ、みかんなどの果実、花きの産地となっています。

また、本地域は我が国の酪農発祥の地でもあり、富山町、和田町、三芳村、丸山町など酪農の盛んな地域が多くみられます。

一方、農家戸数は全般的に減少してきています。また、農家1戸あたり耕地面積は全体的に県平均と比べて小さく、また、粗生産額も低めとなっていることから、第1次産業の構成比は高いものの、経営規模は相対的に小規模と言えます。

表 1 農家戸数の推移

	千葉県	7町村計	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
S50	146,552	6,915	656	948	917	927	1,367	1,264	836
S55	137,333	6,615	628	897	868	937	1,293	1,196	796
S60	128,038	6,329	595	858	840	932	1,224	1,127	753
H2	117,294	5,928	530	798	784	905	1,132	1,081	698
H7	104,553	5,384	462	757	702	789	1,002	1,024	648
H12	91,850	4,767	423	684	646	678	822	936	578
S50～H12 の増減率	-37.3%	-31.1%	-35.5%	-27.8%	-29.6%	-26.9%	-39.9%	-25.9%	-30.9%

資料：「農業センサス」

② 漁業

本地域の漁業は、回遊性の漁業のほか底棲性の魚類、各種貝類、海草類等の資源に恵まれているために漁種も多種多様にわたり、県下水産業の中心的地域として、さば、さんま、まき網、曳縄、いか釣り等の漁船漁業に加え、定置、採貝藻及び各種養殖業が広く含まれています。また、関東唯一の捕鯨基地となっている和田町では、現在、年間26頭のツチクジラを捕獲しています。

漁業経営体数は減少傾向にあり、とくにここ5～10年の間に大きく減少しています。漁業従事者については、富浦町、和田町では20年間に半減、丸山町では5分の1になっています。漁船隻数についても同様の傾向が見られます。

7町村内の漁業協同組合数は、平成14年3月31日現在で、5組合となっています。

表 2 漁業経営体数の推移

	千葉県	7町村計	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
S53	6,873	1,080	157	28	-	478	330	-	87
S58	6,258	1,006	155	45	-	368	372	1	65
S63	5,547	898	123	42	-	334	311	-	88
H5	4,962	824	120	39	-	286	300	-	79
H10	4,476	789	109	35	-	273	299	-	73
S53～S63 の増減率	-19.3%	-16.9%	-21.7%	50.0%	-	-30.1%	-5.8%	-	1.1%
S63～H10 の増減率	-19.3%	-12.1%	-11.4%	-16.7%	-	-18.3%	-3.9%	-	-17.0%
S53～H10 の増減率	-34.9%	-26.9%	-30.6%	25.0%	-	-42.9%	-9.4%	-	-16.1%

資料：「漁業センサス」

(3) 第2次産業

事業所数は7町村計で100事業所となっており、このうち約5割を千倉町が占めています。小規模の事業所が多く、1事業所当り出荷額は、いずれの町村においても県平均と比べ大きく下回っています。

表3 工業の状況

	千葉県	7町村計	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
事業所数(所)	7,067	100	7	10	10	8	47	3	15
製造品出荷額等 (百万円)	10,534,916	13,277	271	923	3,432	722	5,508	763	1,658
県内シェア(%)	100.00%	0.13%	0.00%	0.01%	0.03%	0.01%	0.05%	0.01%	0.02%
一事業所あたり出荷額 (百万円/所)	1,490.7	132.8	38.7	92.3	343.2	90.3	117.2	254.4	110.5

資料：千葉県統計課「工業統計調査結果報告書」平成14年

(4) 第3次産業

① 商業の概況

商店数は、平成14年において7町村で約640店の立地が見られます。商店当り販売額は、県平均と比較すると低く、3分の1程度です。

千葉県の人口1人当り販売額との比較により算定される購買力吸引率をみると、7町村では約65%となり、地元の購買力が自町村外に流出しています。

表4 商業の状況

	千葉県	7町村計	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
小売業商店数 (店)	44,886	637	71	82	43	82	203	58	98
年間販売額 (百万円)	5,687,028	28,753	2,235	3,940	1,754	3,649	10,454	3,637	3,085
県内シェア(%)	100.0	0.5	0.0	0.1	0.0	0.1	0.2	0.1	0.1
商店当り販売額 (百万円/店)	126.7	45.1	31.5	48.0	40.8	44.5	51.5	62.7	31.5
人口当り販売額 (百万円/人)	0.95	0.62	0.40	0.66	0.37	0.62	0.80	0.64	0.55
購買力吸引率(%)	-	64.85	41.52	68.99	39.17	64.81	84.54	67.27	57.48

注)：購買力吸引率＝当該地域の人口1人当たりの年間販売額(百万円/人)÷

県人口1人当たりの年間販売額(百万円/人)×100

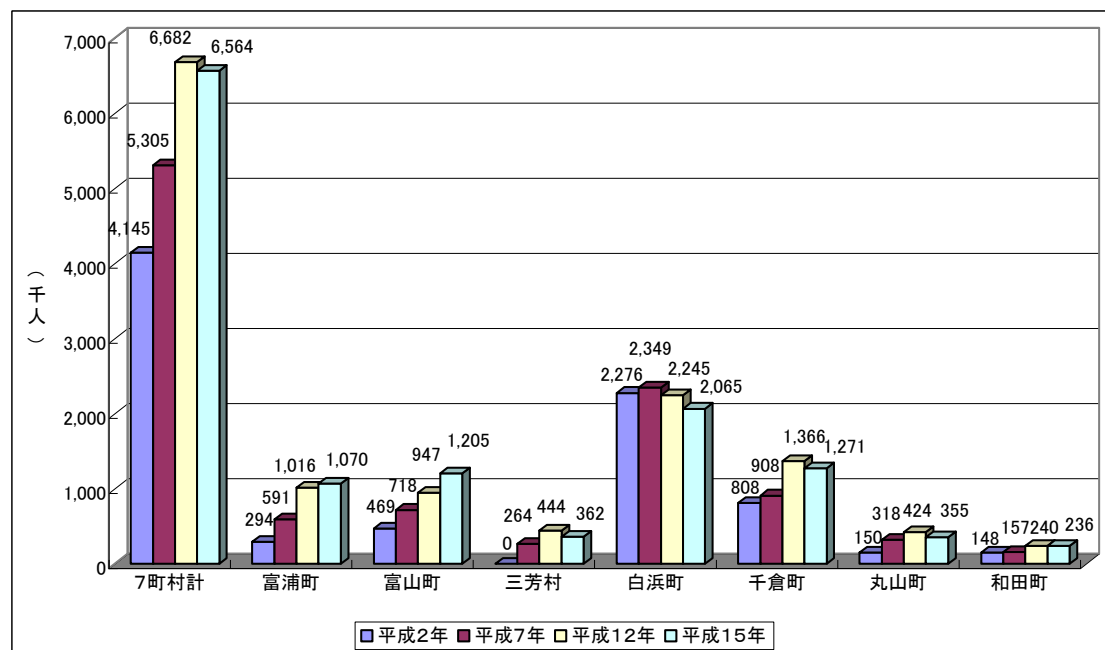
資料：経済産業省「平成14年商業統計調査結果報告」速報、総務省「住民基本台帳人口要覧」平成14年

② 観光交流

本地域の年間入込観光客数は、この10数年間に200万人以上増加しており、平成15年では650万人を超えています。

都市住民と農業者・農村とのふれあいを目的とし、展示・販売機能や公園等を備えた都市農村交流施設、直売所、観光農業施設が多く整備されており、それらは、産業と文化振興、観光の拠点となっています。

図 10 入込観光客数の推移



資料：千葉県「観光入込調査概要」

第4節 生活

(1) 日常生活圏

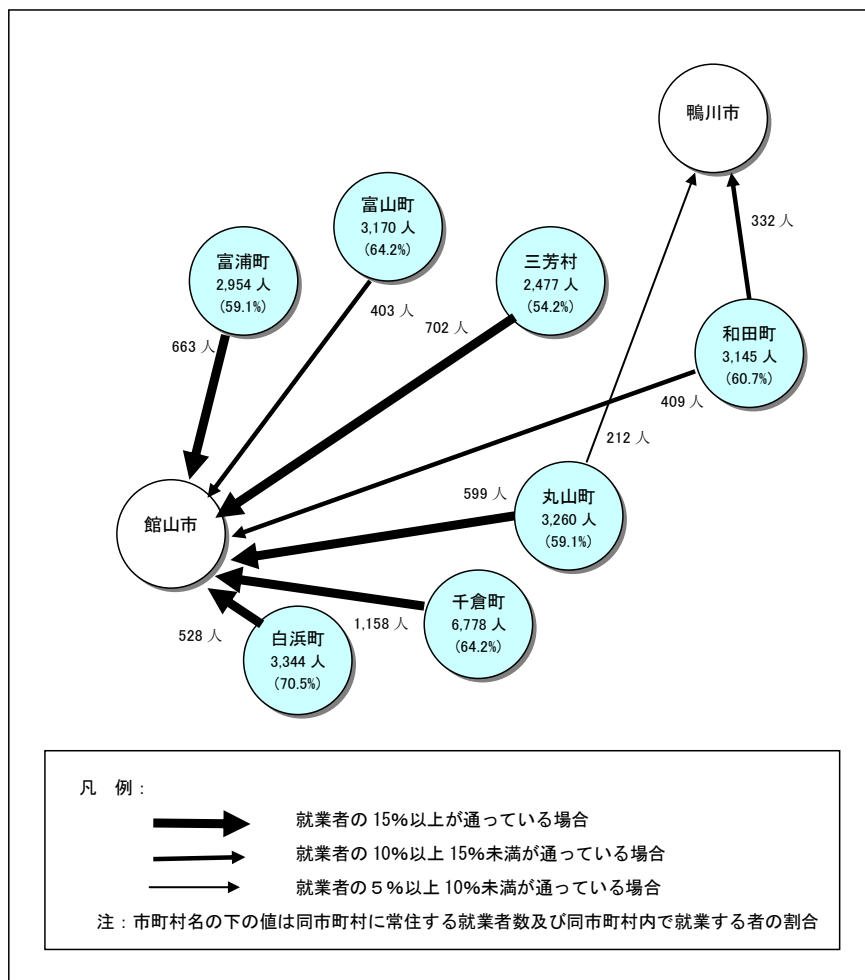
通勤については、本地域に居住する就業者の半数以上が各町村内で就業しており、次いで、館山市への通勤は18%程度となっています。

15歳以上の通学については、高等学校のある館山市、和田町のうち、特に館山市を中心とした通学動向が見られます。

買回品の購入については、富浦町、白浜町の住民は80%以上、三芳村、丸山町、千倉町の住民の70%以上が館山市の店舗を利用する傾向が見られ、その他の町も50%以上が館山市の店舗を利用しています。

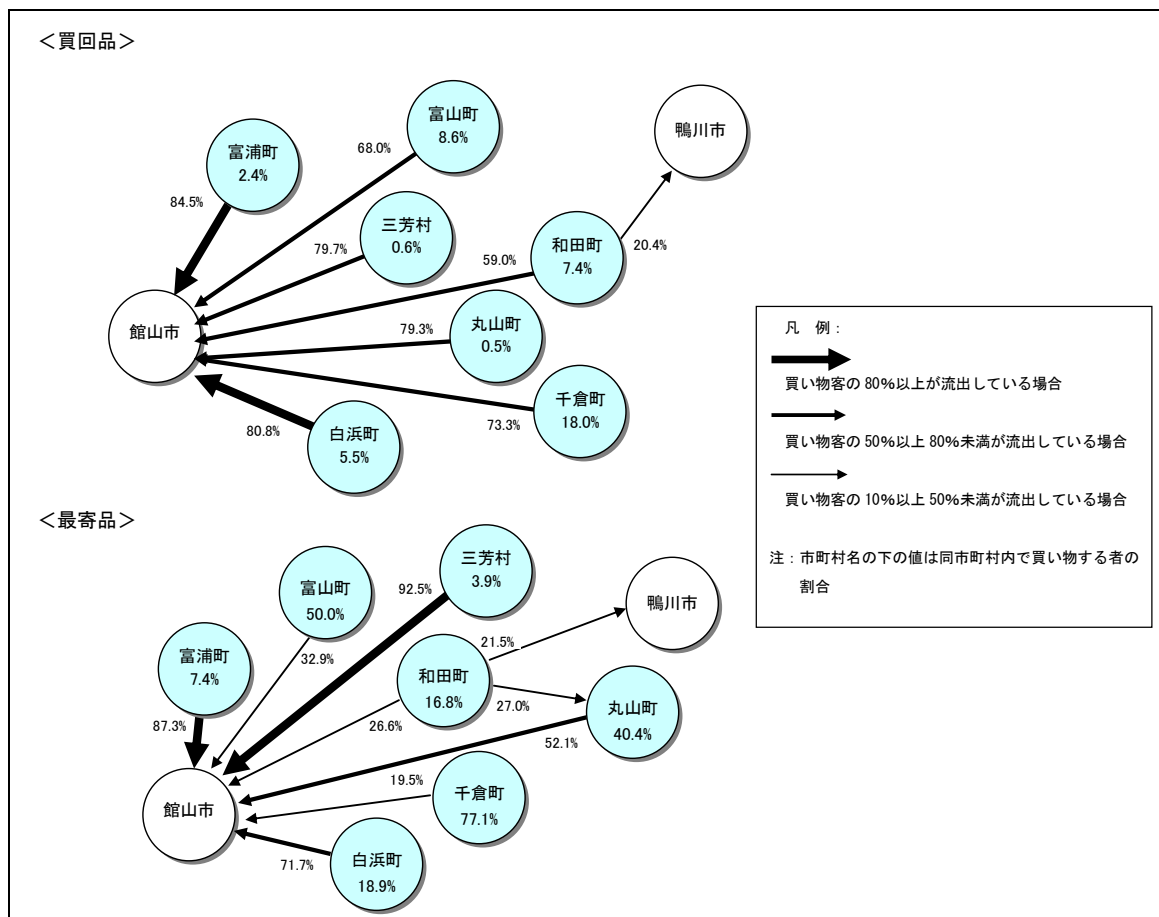
最寄品の購入については、三芳村及び富浦町の住民の80%以上が館山市の店舗を利用する傾向が見られ、和田町では近隣の市町に分散しています。それ以外の町では町内の店舗を利用する傾向が見られます。

図 11 通勤



注): 就業者の5%未満の通勤状況は省略している。 資料: 総務省「国勢調査報告」平成12年

図 12 商圈



注) : 買い物客 10%未満の流出状況は省略している。

資料 : 千葉県「千葉県商圈調査報告」平成 13 年

(2) 教育・文化

① 学校

本地域における保育所及び学校教育施設の状況については、1施設当りの児童・生徒数を見ると、全体的に児童・生徒数が少なく、施設規模が小さい傾向にあります。

小学校の学級数及び児童数は、昭和55年度から平成15年度の間で、学級数で25.4%、児童数で54.9%減少しています。また、中学校の学級数及び生徒数は、昭和55年度から平成15年度の間で、学級数で20.8%、生徒数で46.1%減少しています。

また、耐震補強が行われていない施設が大半を占めており、早急な対応が求められています。

表5 小学校の学級数・児童数の推移

	S55		S60		H2		H7		H15		(数、人) S55～H15の増減率	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
7町村計	177	5,033	165	4,465	152	3,585	136	2,977	132	2,271	-25.4%	-54.9%
富浦町	23	670	20	601	19	458	17	335	18	312	-21.7%	-53.4%
富山町	21	638	20	626	21	488	20	409	17	265	-19.0%	-58.5%
三芳村	13	378	13	354	13	341	12	288	11	262	-15.4%	-30.7%
白浜町	21	745	18	552	18	431	15	345	17	285	-19.0%	-61.7%
千倉町	52	1,504	49	1,269	40	1,014	34	840	34	623	-34.6%	-58.6%
丸山町	18	501	19	533	19	451	18	402	13	260	-27.8%	-48.1%
和田町	29	597	26	530	22	402	20	358	22	264	-24.1%	-55.8%

資料：学校基本調査結果報告書

表6 中学校の学級数・生徒数の推移

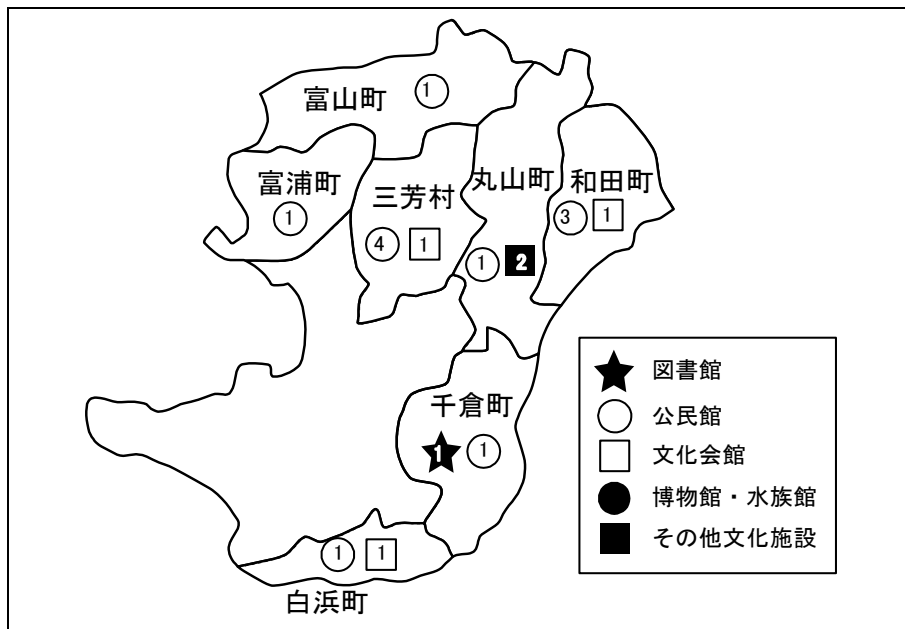
	S55		S60		H2		H7		H15		(数、人) S55～H15の増減率	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
7町村計	72	2,374	73	2,514	72	2,175	61	1,797	57	1,279	-20.8%	-46.1%
富浦町	11	323	10	321	10	294	7	216	8	152	-27.3%	-52.9%
富山町	8	253	10	330	10	302	9	248	8	147	0.0%	-41.9%
三芳村	7	165	7	198	7	190	7	186	7	150	0.0%	-9.1%
白浜町	10	336	10	390	9	254	7	216	8	153	-20.0%	-54.5%
千倉町	19	747	19	734	18	606	16	520	12	357	-36.8%	-52.2%
丸山町	7	218	7	251	9	267	8	219	6	163	-14.3%	-25.2%
和田町	10	332	10	290	9	262	7	192	8	157	-20.0%	-52.7%

資料：学校基本調査結果報告書

② 文化・スポーツ

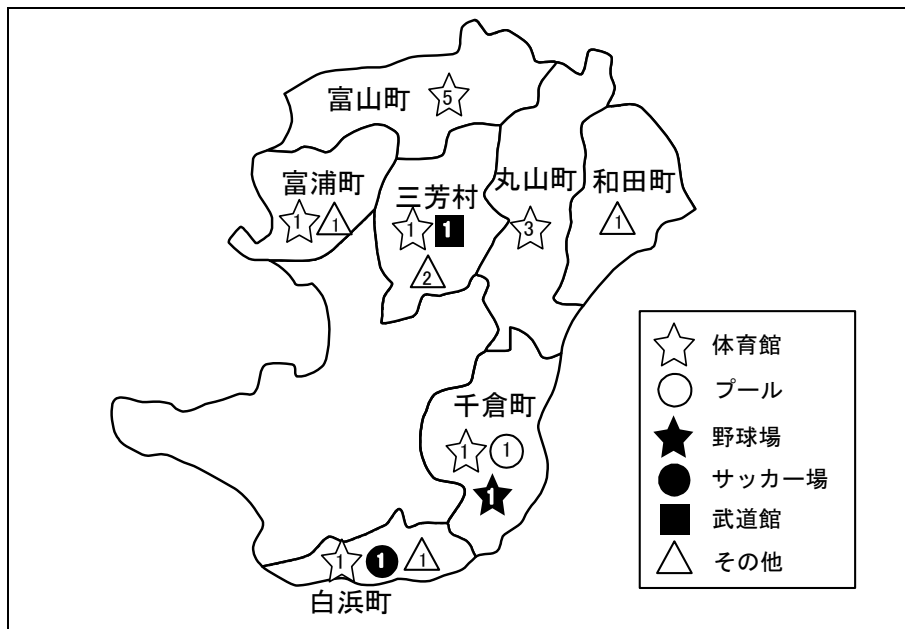
文化施設については、公民館を除き 7 町村に点在しています。スポーツ施設については、体育館、プール、野球場、サッカー場、武道館等町村によって整備状況が異なります。

図 13 文化施設の状況



資料：地方財務協会「平成 14 年度版公共施設状況調」

図 14 スポーツ施設の状況



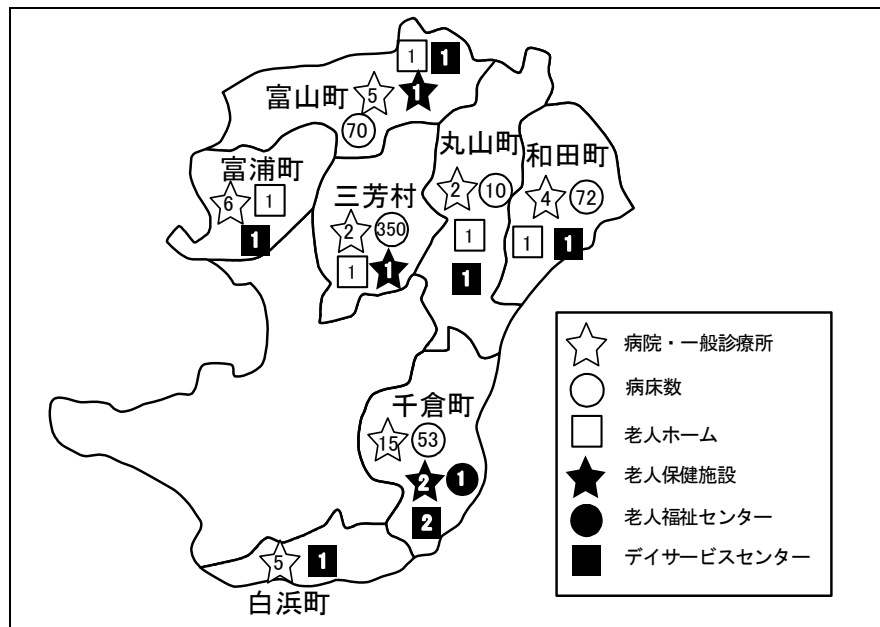
資料：地方財務協会「平成 14 年度版公共施設状況調」

(3) 保健・医療・福祉

医療機関は、県平均と比較すると病院・一般診療所，病床数ともに少なく，特に7町村中2町は，通院型の医療機関のみとなっています。

高齢者福祉施設については，施設の種類によって，各町村の整備状況に差が見られます。

図 15 医療・福祉施設の状況



資料：地方財務協会「平成 14 年度版公共施設状況調」

(4) 都市基盤・生活環境

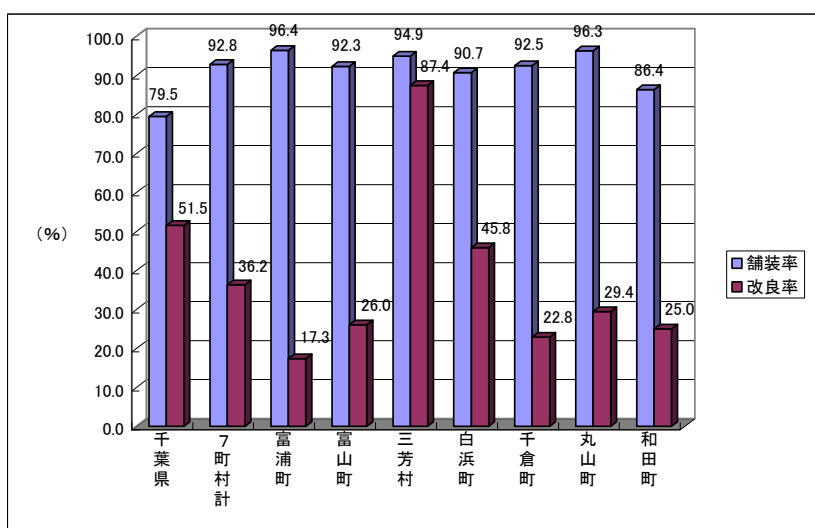
道路の舗装率は、総じて県平均より高くなっていますが、改良率は、三芳村を除き低い傾向が見られます。

ごみ焼却処理率、し尿衛生処理率は県平均とほぼ同程度の水準となっています。

一般国道 127 号富津館山道路の交通量はここ数年、増加してきており、平成 14 年度には約 160 万台の利用が見られます。

火災発生状況は、ここ数年横ばいであるが、救急出動件数・搬送人員は、2 倍を超えています。安房郡市消防庁舎は、消防分署 1・分遣所 5 となります。

図 16 町村道の状況

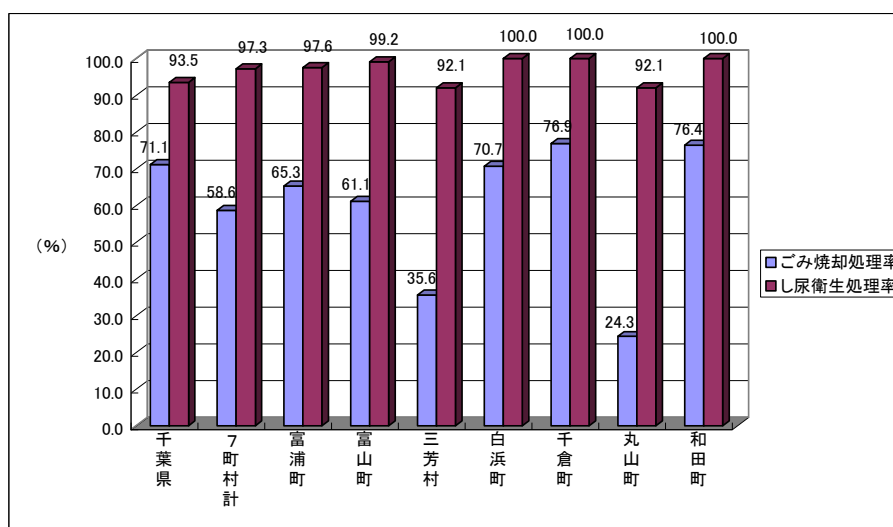


注) 道路舗装率＝道路舗装済延長／道路実延長×100

道路改良率＝道路改良済延長／道路実延長×100

資料：千葉県「市町村資料集」平成 15 年度

図 17 し尿・ごみ処理の状況



注) 公共下水道普及率＝現在排水人口÷行政区域内人口 (H11) × 100

し尿衛生処理率＝衛生処理量÷年間総排出量×100

ごみ焼却処理率＝(焼却処理量＋高速堆肥化処理量)÷年間総排出量×100

資料：千葉県「市町村資料集」平成 15 年度

(5) 運輸・通信

① 鉄道・バス

J R 線（内房線）の駅別 1 日平均運輸状況をみると、1 日平均乗車人員は総じて内房線全体の平均より少なく、定期利用者の比率も内房線平均を下回る駅が多くなっています。

どの駅についても乗降客数が年々減少しており、昭和 40 年には、18,378 人に対し、平成 14 年では、6,341 人で 37 年間で 12,037 人の減となっています。

また、東京への公共交通手段としては、高速バスもあり、白浜町（安房白浜駅）から東京駅までを 10 便／日（平成 16 年 10 月 1 日現在）3 時間程度で、年間 12 万人の利用客が見られます。

表 7 J R 線(内房線)の駅別 1 日平均運輸状況推移

(人)

	岩井	富浦	那古船形	館山	九重	千倉	千歳	南三原	和田浦	計
S40	1,351	1,089	1,077	8,095	492	2,747	676	1,954	897	18,378
S50	1,256	787	549	6,995	179	2,364	325	1,272	576	14,303
S60	966	691	422	5,835	156	1,556	169	1,067	332	11,194
H2	948	545	450	6,151	141	1,423	140	1,061	242	11,101
H7	794	491	394	5,001	123	1,239	111	870	238	9,261
H12	633	380	298	3,861	87	832	80	678	180	7,029
H13	601	341	283	3,695	78	790	80	611	171	6,650
H14	554	349	266	3,528	85	739	73	582	165	6,341
S40～H14 の増減率	-59.0%	-68.0%	-75.3%	-56.4%	-82.7%	-73.1%	-89.2%	-70.2%	-81.6%	-65.5%

資料：千葉県「統計年鑑」

② 通信

インターネットの使用環境（ブロードバンド）については、全域で使用可能ですが、24M、40Mについては一部の地域に限られております。

表 8 ブロードバンド（ADSL） サービス提供状況調査

市町村名	局番	NTT収容ビル	フレッツ・ADSL サービス提供			
			40M	24M	12M	8M
富浦町	33	富浦	○	○	○	○
富山町	57	千葉岩井	-	-	○	○
	58	平久里	-	-	○	-
三芳村	36	木更津三芳	○	○	○	○
白浜町	38	千葉白浜	-	-	○	○
千倉町	44	千倉	-	-	○	○
	43	千葉七浦	-	-	○	-
丸山町	46	丸山	○	○	○	○
		丸山大井	-	-	○	-
和田町	47	千葉和田	○	○	○	○

資料：平成 16 年 11 月 30 日現在 NTT 東日本 HP より調査

第5節 行財政

(1) 行政の状況

① 7町村の基本構想と基本計画

7町村の基本構想および基本計画の策定状況をみると、計画期間としては、基本構想は10年、基本計画は5年としています。また、基本計画の終了年次が「平成17年」である町村は7町村中、4町村となっています。

表9 7町村の基本構想等の策定状況

町村名	基本構想期間	基本計画期間	基本構想の将来像
富浦町	H13～22	H13～17	人と自然の豊かなまち ～人が出会い、ふれあい育む びわの郷 とみうら～
富山町	H15～24	H15～19	輝く人、豊かな自然、素晴らしい感動！ 心ふれあう交流と協働、夢が広がる美しいまち
三芳村	H8～17	H13～17	新しい時代への交響曲（シンフォニー）
白浜町	H16～25	H16～20	海・山・花の彩どりの中で、人々の健康を育む 公園のまち白浜
千倉町	H8～17	H13～17	明るく安心して暮らせる温かいまち 明日の活力ある働き場所を創り出すまち 豊かな自然に恵まれた快適環境のまち 伝統と文化の調和した潤いのあるまち
丸山町	H7～16	H12～16	健康で活力と夢のある ふれあいの町
和田町	H13～22	H13～17	花とみどりと海の楽園ー花みどり海のネットワークづくりー

資料：千葉県「市町村資料集」平成15年度

② 地域指定の状況

生産機能や生活環境の整備などが他の地域と比べて低位にある地域について、あるいは、特定の開発、整備を行うことに適した地域について特別な措置を講じるため、全国においてさまざまな地域指定がなされており、7町村についても地域指定がなされています。地域指定を受けることにより、公共施設の整備に当たっての財政措置や税制での不均一課税などの優遇措置があります。

辺地指定の状況については、3町村において6の辺地を有し、総合整備計画を策定しています。

表 10 7 町村の地域指定の状況

町村名	過疎地域自立 促進特別措置法	半島振興法	農村地域工業等導 入促進法（注1）	特定農山村 法（注2）	総合保養地域 整備法（注3）
富浦町	○	○	○	◎	○
富山町		○	○	◎	○
三芳村		○	○		○
白浜町	○	○	○		◎
千倉町	○	○	○	◎	◎
丸山町	○	○	○	○	◎
和田町	○	○	○	◎	◎

（○は地域指定を受けていることを示す。）

注1）：農村地域工業等導入促進法～○：指定地域，◎：指定地域のうち農村地域工業等実施計画策定団体

注2）：特定農山村法～○：一部の区域（旧町村）が「特定農山村地域」（丸山町：旧丸村）である町村，◎：全
部の地域が「特定農山村地域」である町村

注3）：総合保養地域整備法～○：特定地域のうち重点整備地区以外，◎：特定地域のうち重点整備地区

資料：千葉県「市町村資料集」平成 15 年度

表 11 辺地指定の区域一覧

町村名	辺地名	辺地人口 (人)	辺地面積 (k㎡)	辺地度点数 (点)	総合整備 計画期間
富山町	山田・荒川・平塚	524	12.9	120	H15～19 年度
	井川・吉沢	508	6.1	112	〃
	平久里下・犬掛	584	6.1	107	〃
三芳村	増間	226	7.2	108	H12～16 年度
	山名	424	5.2	106	〃
和田町	上三原	295	8.3	133	H12～16 年度

資料：千葉県「市町村資料集」平成 15 年度

③ 姉妹都市等の状況

7 町村中、1 村が国外、4 町が国内に姉妹都市を締結しています。

表 12 国内・国外姉妹都市の状況

市町村名	姉妹都市名	国・県名	締結年
富浦町	湯之谷村	新潟県	H 9
三芳村	ファーンデイル市	アメリカ	H 3
白浜町	子持村	群馬県	H 6
	武蔵野市（友好都市）	東京都	S 60
	御坂町（友好町）	山梨県	S 62
千倉町	岩槻市	埼玉県	S 56
	多摩区	神奈川県川崎市	H 6
	飯豊町	山形県	H 8
和田町	勝沼町（友好町）	山梨県	H 10
	安中市（友好市町）	群馬県	H 15

資料：千葉県「市町村資料集」平成 15 年度

④ 行政組織及び職員数

行政組織については、各町村とも 7 前後の課で組織されています。

この 10 年間で職員数が減少している地域は 7 町村中 6 町村、増加している町は 1 町ですが、全体としては 5.9% の減少となっています。

表 13 職員数の推移（普通会計）

（単位：人、各年 4 月 1 日現在）

	7 町村計	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
H 6	642	71	68	68	87	169	89	90
H 7	639	72	66	67	89	168	89	88
H 8	639	72	69	66	89	168	88	87
H 9	641	72	73	66	88	169	87	86
H 10	634	71	74	66	85	168	87	83
H 11	637	68	75	66	86	169	89	84
H 12	610	68	74	61	83	159	84	81
H 13	612	70	73	60	80	164	85	80
H 14	612	71	76	63	79	166	82	75
H 15	604	70	72	62	80	163	82	75
H 6～15 の増減数	-38	-1	4	-6	-7	-6	-7	-15
H 6～15 の増減率	-5.9%	-1.4%	5.9%	-8.8%	-8.0%	-3.6%	-7.9%	-16.7%

資料：地方財務協会「市町村別決算状況調」、町村別決算状況調

(2) 財政の状況

平成 15 年度における 7 町村の普通会計決算の状況については、一般財源の標準規模を示す標準財政規模は、13 億 4 千万円から 26 億 9 千万円となっています。

財政に関する主要指標である経常収支比率の状況は、90%を超える団体が 2 町あり、財政の硬直化が進んでいます。公債費比率では、7 町村平均が 14.7%となっています。

起債許可制限比率では、7.0%から 12.0%となっています。地方債残高と債務負担行為未払残高の標準財政規模に対する割合である将来債務比率は、200%を超えている団体が 2 町あります。

一方、積立金現在高の状況については、7 町村合計で約 55 億 2 千万円、このうち財政調整基金の残高については、約 24 億 5 千万円となっています。積立金残高の標準財政規模に対する割合は、7 町村平均で 44.9%となっています。

歳入においては、地方税、地方交付税、地方債の占める割合が高く、これらで歳入全体の 3 分の 2 以上を占めています。地方税については、7 町村合計で、約 39 億 8 千万円ですが、このうち固定資産税の構成比が 57.8%、町村民税の構成比が 34.0%となっています。

歳出については、性質別では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が 41.4%を占めており、義務的経費に物件費、維持補修費、補助費等を加えた経常的経費の構成比は 75.0%となっています。一方、投資的経費は、約 5 分の 1 の 20.6%となっています。

また、目的別では、総務費、民生費の構成比の高い町村が多くなっています。

表 14 平成 15 年度 7 町村の財政状況

(千円, %)

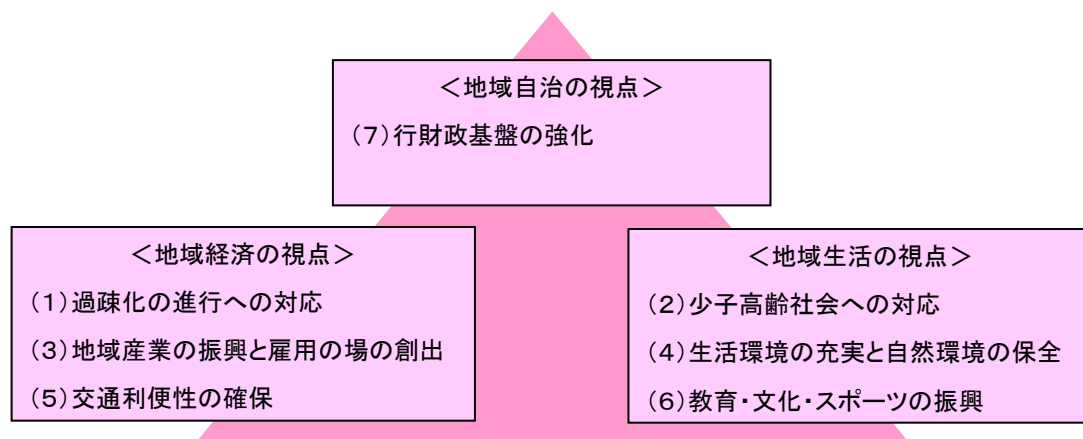
	標準財政規模	財政力指数	実質収支比率	経常収支比率	公債費比率	債務負担含む	起債許可制限比率	積立金現在高	うち財政調整基金	積立金現在高比率	地方債現在高	債務負担行為未払残高	将来債務比率
7町村計	12,434,078	0.314	8.1	88.4	14.7	14.8	9.7	5,515,597	2,447,803	44.9	23,094,294	391,545	187.4
富浦町	1,526,137	0.292	7.2	85.7	16.6	16.6	11.7	315,367	228,344	20.7	3,081,949	185,943	214.1
富山町	1,797,120	0.307	4.8	88.4	16.7	16.7	12.0	625,486	467,318	34.8	3,181,970	26,523	178.5
三芳村	1,335,415	0.278	15.0	89.2	11.1	11.6	7.8	612,547	177,280	45.9	2,502,364	30,861	189.7
白浜町	1,649,470	0.351	7.7	93.5	18.1	18.1	9.5	518,385	228,909	31.4	2,566,847	35,595	155.6
千倉町	2,687,888	0.396	5.3	90.8	10.5	11.0	7.0	872,319	420,000	32.5	5,498,211	15,853	205.2
丸山町	1,754,818	0.285	8.0	86.7	14.9	14.9	10.7	1,386,914	377,697	79.0	3,123,249	74,090	182.2
和田町	1,683,230	0.288	8.7	84.2	14.7	14.7	9.0	1,184,579	548,255	70.4	3,139,704	22,680	186.5

注)：上記の 7 町村計は、指数および比率については単純平均で算定している。なお、7 町村全体の財政力指数については、基準財政収入額と基準財政需要額を基に算定すると、0.321 となる。

資料：地方財務協会「市町村別決算状況調」、町村別決算状況調

第6節 地域の課題

図 18 地域の課題



(1) 過疎化の進行への対応

本地域は、7町村中5町が過疎地域の指定を受けており、新市全域においても過疎地域の指定を受ける見通しとなるなど、人口減少率が県内で最も高い地域です。いかにして若年層の流出に歯止めをかけ、定住を促進し、地域活力を維持・向上させるかが大きな課題となっています。

(2) 少子高齢社会への対応

本地域は、少子高齢化が進行し、今後は、高齢化率の更なる上昇、及び後期高齢者（75歳以上）の急増が予想され、保健・医療・福祉ニーズは高い状況にあります。本地域内の医療施設の整備状況は充分とはいええず、安心して暮らせる地域社会づくりが望まれています。今後は、行政コストの増大を抑制し、地域内における医療体制の強化を図るとともに、広域的な連携も視野に入れながら、住民ニーズに合ったサービスを提供する必要があります。

また、全国的な問題になっている少子化については、本地域でも同様であり、地域活力を維持・向上させるためにも、産み育てる環境づくりなどその対応が重要な課題となっています。

(3) 地域産業の振興と雇用の場の創出

本地域の就業構造は、水稻、園芸、畜産といった農業や沿岸漁業、磯根漁業をはじめとする水産業などの第1次産業の割合が高い傾向にあります。後継者の確保や農水産物のブランド化などが課題となっています。さらに近年、遊休農地の解消や有害鳥獣による農産物への被害対策などの課題を抱えています。

観光業は、温暖な気候や海などの恵まれた自然を背景に、古くから営まれています。近年の観光客のニーズは、夏季の海水浴から早春の花摘みへ移行してきており、今後は四季を通じた通年型観光への転換を図るとともに、他産業と連携した取り組みが求められています。

商業は、地域外への購買力の流出が顕著であり、最寄りの商店の経営環境は厳しい状況であることから、その活性化とともに、地域内はもとより、地域外から本地域を訪れた人たちを含めた消費者ニーズに合った対応が求められています。

工業は、食料品製造業や伝統工芸品産業の中小企業が中心となっています。後継者の不足や

事業所が減少するなどの問題を抱えており、今後は地域に根付いた企業の活性化とともに道路網・通信網の整備等と併せ企業誘致を図ることが求められています。

こうしたことから、既存の産業を充実・強化するための取り組みが重要であるとともに、今後はさらに、都市と農山漁村交流を通じた事業など、首都圏の近接性を活かし、ゆとり、やすらぎ、いこい、癒しなどの都市生活者のレクリエーションニーズに対応した滞在型余暇活動や体験型観光の推進を図り、本地域の経済を牽引するための独自性の高い産業振興政策を展開する必要があります。

また、観光と農林水産業・商工業などの異業種間の連携、情報通信技術を活用した新たな産業の創出などによって、地域の特性を活かせる産業の振興を図り、若者にとって魅力のある就業の場を設け、雇用の拡大を図ることが課題となっています。

（４）生活環境の充実と自然環境の保全

本地域は、一層の高齢化の進行が見込まれる中で、安全、安心に暮らせるまちづくりが大きな課題となっています。そのため、ゆとりのある歩道空間の整備、災害や犯罪への十分な対策・対応などを図る必要があります。

また、生活しやすい環境づくりや道路・交通ネットワークの構築など都市基盤の整備とともにスポーツ・レクリエーション施設の整備なども求められています。

とりわけ温暖な気候とともに豊かな自然環境が本地域の貴重な資源となっていることから、自然環境を大切に保全するとともに、市民が憩い、やすらぐことのできる場として積極的に活用を図ることが重要と言えます。

一方、合併后市域が広くなることによる住民サービスの低下を防止するために、また、地域の均衡ある発展、定住化対策ともなりうるマルチハビテーション（※）に対応したまちづくり、企業誘致、雇用の場の確保のために、情報通信環境の整備が必要です。

※ マルチハビテーション：自分や家族の諸状況やニーズに応じて、よりよい生活を実現する手段の一つとして、自由で自発的な選択により、複数の住宅（持家・借家を問わない）を使い分ける居住形態＝複数地域居住＝都市と田舎の交流居住をいう。

（５）交通利便性の確保

本地域は、東関東自動車道館山線の全線開通が見込まれていますが、鉄道については単線であり、また地域内の道路については道路改良率が低い状況になっています。

このような状況のもと、今後は、①高齢者人口の増加が見込まれることから高齢者の移動手段を確保すること、②観光をはじめとする各種地域産業の振興を図ること、③市域の拡大等に伴い市民生活の利便性を向上させることなどが課題となっています。

また、地理的条件を考えると大規模災害への対応も重要であると考えられます。

このため、本地域においては、他の地域にもまして首都圏等からのアクセス道路を強化するとともに地域内における交通の利便性を向上させることが強く求められています。

(6) 教育・文化・スポーツの振興

本地域の学校教育施設や給食施設などの学校関連施設は、施設規模が小さく、またいくつかの施設において耐震補強が必要となっています。一方児童・生徒数は過疎化、少子化によりさらに減少することが見込まれており、施設の統廃合・適正配置を考慮する必要もでてきております。このようなことから今後は施設整備の早急な対応や地域に開かれた教育施設とするなどの有効活用方策を推進するとともに、自己の持つ可能性を伸ばせるような教育内容の一層の充実を図ることが必要となっています。

文化・スポーツは、各町村で様々な取り組みがなされています。今後、これまで培われてきた独自の文化を継承しつつ、新市としての新しい地域文化を創造し、多様化する住民ニーズにあった文化・スポーツの振興を図る必要があります。

一方、各種文化・スポーツの活動拠点となる施設については、十分な機能を有しているとは言えない状況であり、今後は既存施設の効果的な活用などと併せて、住民ニーズを踏まえた施設整備を図る必要があります。

また、日々の生活に生きがいや楽しみを持ち、子どもからお年寄りまで心豊かな生活が体感できるよう、生涯学習の充実も課題となっています。

(7) 行財政基盤の強化

本地域は、人口減少による税収減や国の三位一体改革による依存財源の縮小などから、財政状況はますます厳しくなることが予想されます。合併により行政コストの軽減が期待されますが、財政状況を勘案すると、さらなる行財政改革を実施していく必要があります。

限られた財源の中で、よりよい地域を創出し均衡あるまちづくりを行うには、子供から高齢者、男性、女性など、あらゆる市民が主体となり、NPOや各種団体とも協働してまちづくりを行う必要があります。

第3章 主要指標の見通し

第1節 人口

コーホート要因法による人口推計を行うと、新市全体の人口は、平成12(2000)年の47,154人から、平成37(2025)年には36,000人に減少することが予測されます。また、高齢化率は30.2%(平成12(2000)年)から、44.4%(平成37(2025)年)に拡大すると予測されます。

表 15 総人口 (人)

	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総数	51,228	48,945	47,154	45,000	43,000	41,000	38,000	36,000
男	24,520	23,387	22,380	21,000	20,000	19,000	18,000	17,000
女	26,708	25,558	24,774	24,000	23,000	22,000	20,000	19,000

図 19 総人口の推移

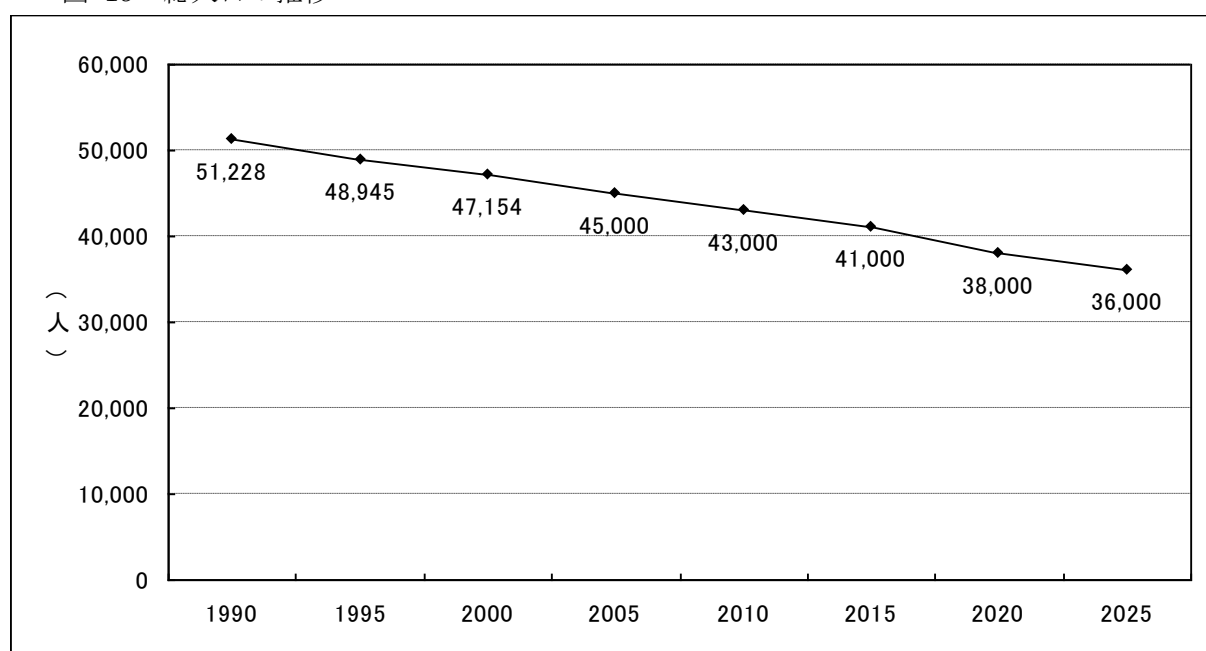
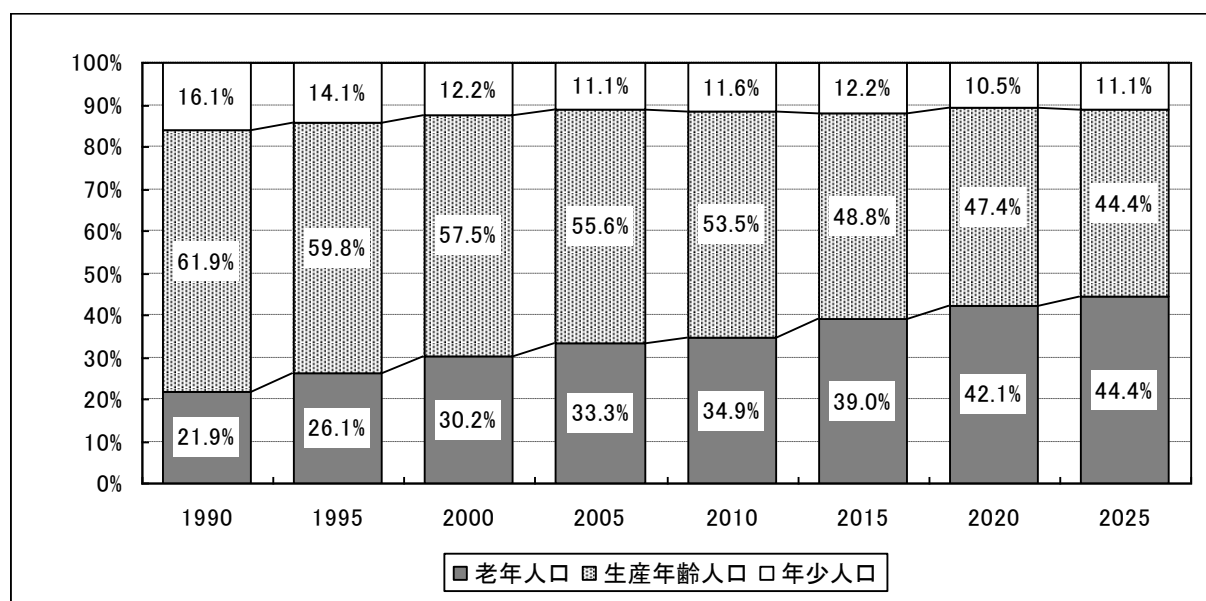


表 16 年齢3区分別人口

(人)

	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025
	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年
年少人口	8,261	6,908	5,775	5,000	5,000	5,000	4,000	4,000
生産年齢人口	31,731	29,284	27,121	25,000	23,000	20,000	18,000	16,000
老年人口	11,236	12,753	14,258	15,000	15,000	16,000	16,000	16,000
前期高齢者人口	6,521	7,297	7,492	7,000	6,000	7,000	7,000	6,000
後期高齢者人口	4,715	5,456	6,766	8,000	9,000	9,000	9,000	10,000

図 20 年齢3区分別人口構成比の推移



【推計方法】

【推計手法】

・推計手法は、コホート要因法を用いました。

【基準人口】

・推計の出発点となる基準人口は、2000(平成 12)年の国勢調査における市町村別・男女・年齢(5歳階級別)人口(全年齢)を用いました。

【出生率・生残率】

・国立社会保障・人口問題研究所による「都道府県別将来推計人口 平成12(2000)年～42(2030)年」(平成14年3月推計)の千葉県における出生率推計および生残率推計を用いました。

【移動率】

・1995(平成7)年～2000(平成 12)年における国勢調査の市町村別・男女・年齢(5歳階級別)社会移動者数(全年齢)を基に算出した移動率を将来に渡り一定と仮定しました。

第2節 世帯

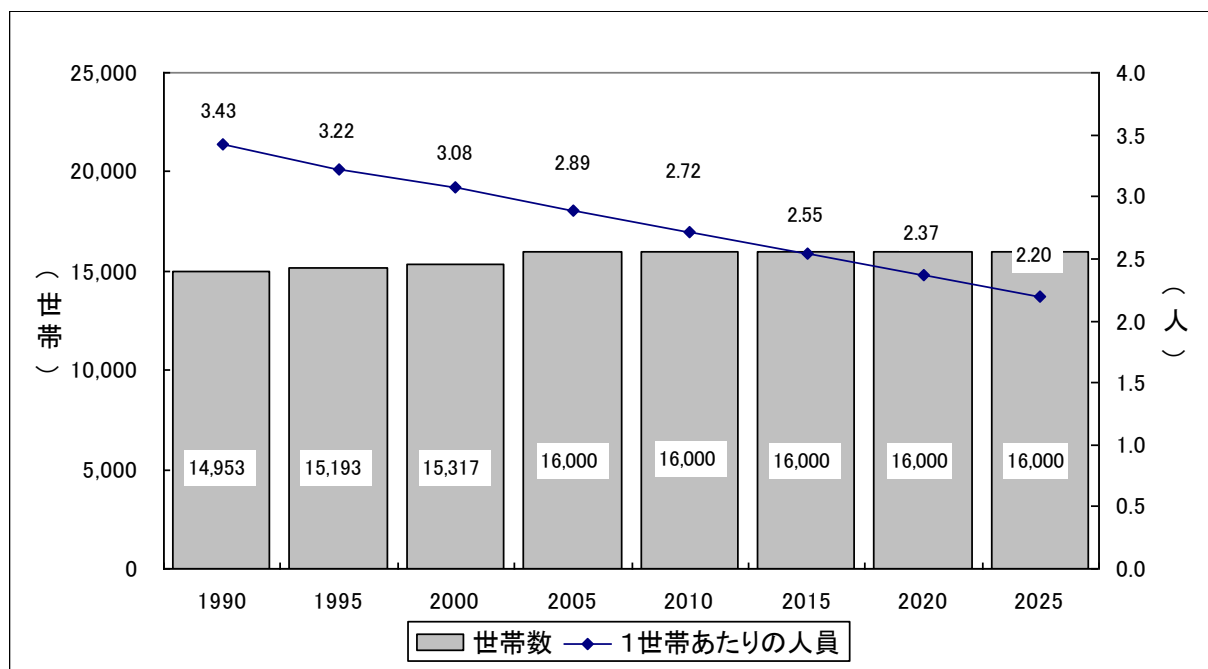
世帯数については、人口の減少にもかかわらず、核家族化の進行や一人暮らしの高齢者世帯の増加などにより、1世帯あたりの人員が減少し、世帯数が横ばいになることが予想されます。

新市において、1世帯あたりの人員がこれまでと同じ傾向で減少するとした場合には、平成37年（2025年）には16,000戸になると予想されます。

表 17 世帯数及び1世帯あたり人員 (人)

	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総人口	51,228	48,945	47,154	45,000	43,000	41,000	38,000	36,000
世帯数	14,953	15,193	15,317	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
1世帯あたり人員	3.43	3.22	3.08	2.89	2.72	2.55	2.37	2.20

図 21 世帯数



第4章 新市建設の基本方針

第1節 新市の将来像

安房7町村は、房総半島の最南端に位置し、房総丘陵を抱え三方を海に囲まれた温暖な地域です。豊かで穏やかな自然と四季折々に咲き乱れる花々など、沖合いに流れる黒潮の影響を受けた自然の資源と、古代から近代に至る遺跡や社寺などの歴史的資源を有しています。

また、農業・漁業を中心に発展してきたこの地域は、首都圏から近いという地理的条件のもと、地域の特色ある資源を活かした観光業も発展してきました。

しかしながら、産業構造の転換や余暇ニーズの変化による農業・漁業・観光業の低迷、若年層の地域外流出等による人口の減少、少子高齢化の進行などの地域課題が顕在化し、今までの方策のままでは地域経営が立ち行かなくなっています。

このため、地域住民一人ひとりが、この地に誇りと愛着を持ち、地域の良さを見つめ直し、これを社会環境の変化に対応させつつ、最大限に活かしたまちづくりを創造することが重要です。

そこで、新市においては、地域づくりの根幹である“人”が、それぞれのゆめ（願い）を大切に育み、みらい（将来）を構築していくため、7町村それぞれが持つ地域の力（人・自然・産業・歴史など）をひとつに合わせ、新市全体で「魅力の郷 南房総」を創ろうという意思を込めて、新市の将来像を

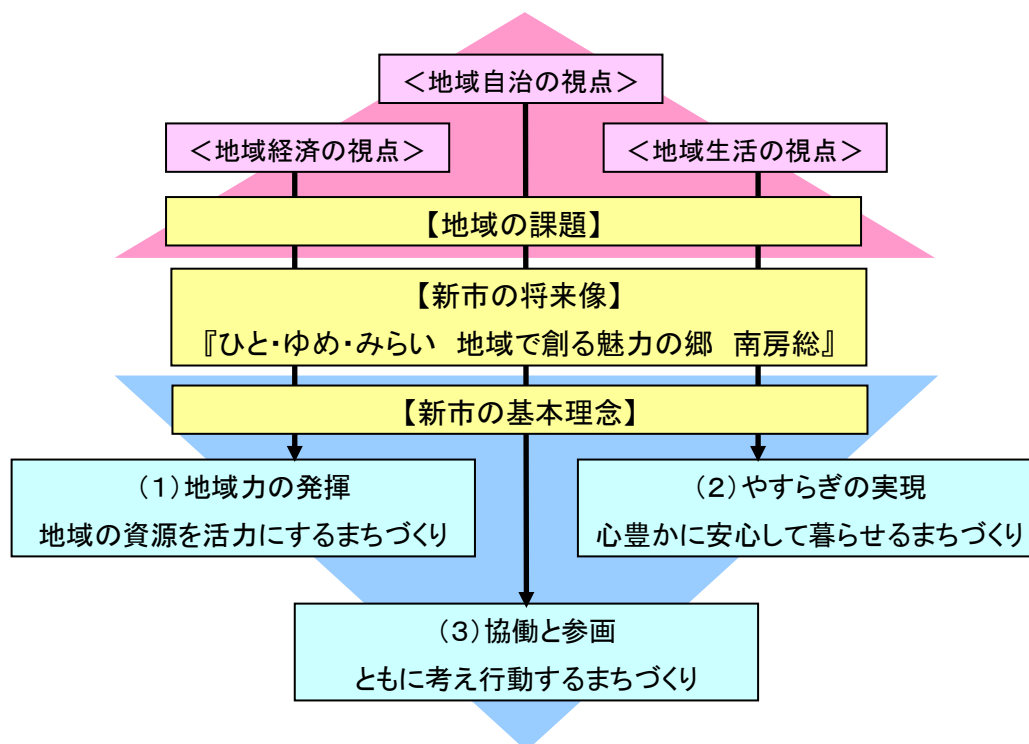
『ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷 南房総』

とします。

第2節 新市の基本理念

新市の将来像を実現するための基本的な考え方として、以下のとおり「地域力の発揮」「やすらぎの実現」「協働と参画」の3つの基本理念を定めます。

図 22 新市の基本理念



(1) 地域力の発揮：地域の資源を活力にするまちづくり

本地域は、それぞれの地域資源を活用して独自の振興に努力してきましたが、新市ではこれらの地域資源を有効に活用して、7町村が一体となり、産業振興と雇用の場の確保に努め、若年層が定住できる魅力にあふれた活力あるまちづくりを進めます。

そのため、本地域の特性である温暖な気候や恵まれた自然とこれらを活かして発展してきた産業などをより一層有機的に結びつけ、各種産業の発展や地域の資源を活かした新たな産業の創出などを通じて、地域経済の活性化を図ります。

また、このため必要となる地域内外の人やもの、情報などの交流を促進するため、交通・情報通信ネットワークの整備なども積極的に推進します。

(2) やすらぎの実現：心豊かに安心して暮らせるまちづくり

新市では、安全で安心できる暮らしを実現するため、7町村それぞれで培われてきたコミュニティ（人と人のつながり）を活かしつつ、すべての人が安心して暮らせる、人にやさしいまちづくりを進めます。

そのため、生活環境基盤の整備や保健・医療・福祉の充実に努めるとともに、子供を産み、育てやすい環境を整えます。

また、教育・文化・スポーツ施設の充実と地域文化の継承や生涯学習の振興など多様な取り

組みを展開し、子供からお年寄りまで誰もが日々の生活に生きがいを感じ、郷土に愛着と誇りを持てるまちづくりを進めるとともに、新市の一体感の醸成にも努めます。

（３）協働と参画：ともに考え行動するまちづくり

これまで7町村では行政と住民が連携して地域の維持・発展に対応してきましたが、新市では、このような連携の関係をさらに発展させ、地域の様々な課題の解決に向け、市民と行政がともに考え、ともに行動するまちづくりを進めます。

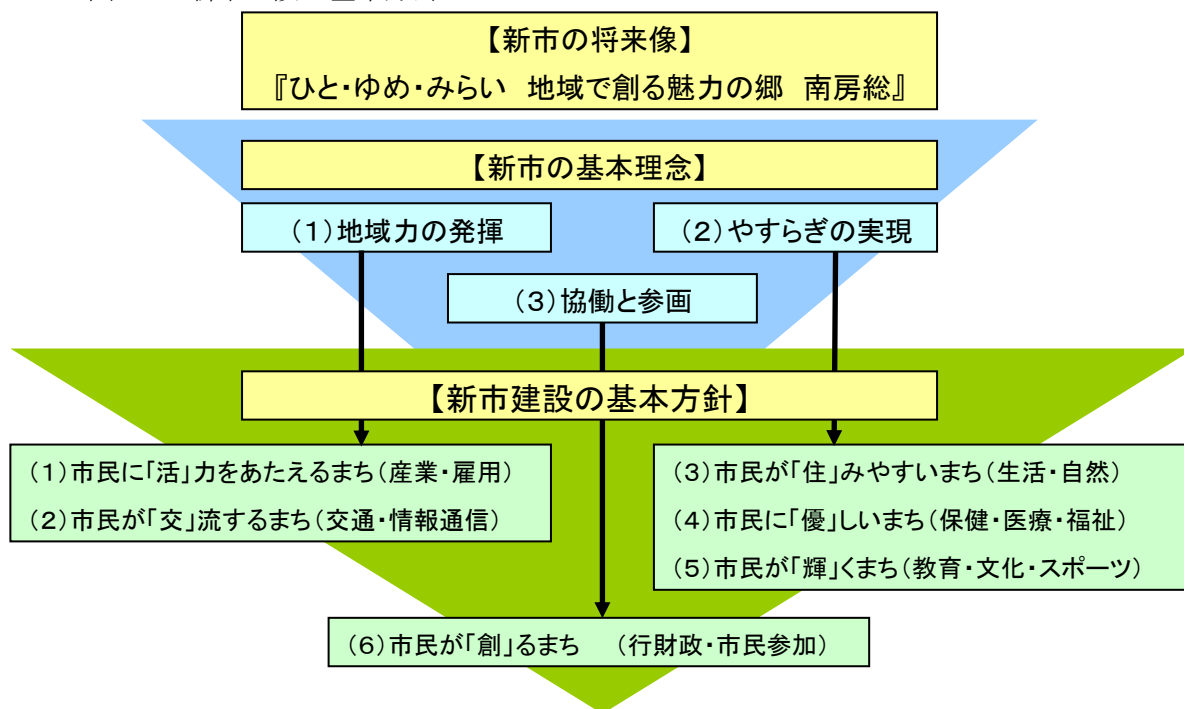
そこで、公共分野における情報公開、情報共有を進めるとともに、策定から実施に至る政策過程において、多くの市民が参画できる機会を設けます。

また、本地域の厳しい財政状況を踏まえ、時代のニーズに的確に対応するため、民間経営の発想を導入した行政運営を行います。

第3節 新市建設の基本方針

新市の将来像を実現するため、基本理念のもとで、「産業・雇用」、「交通・情報通信」、「生活・自然」、「保健・医療・福祉」、「教育・文化・スポーツ」、「行財政・市民参加」の6つの柱（分野）により、以下のとおり新市建設の基本方針を定めます。

図 23 新市建設の基本方針



(1) 市民に「活」力をあたえるまち (産業・雇用)

地域に活力を生む産業と、多様な雇用の場を創出するまちづくりを進めます

新市では、産業振興と雇用の場の確保に努め、若年層が定住できる魅力にあふれた活力あるまちづくりを進めます。

農林水産業については、生産性や高付加価値化、ブランド力を高めつつ、首都圏等を消費マーケットとした販路の開拓・強化に努めます。また、併せて、地場産業の振興の観点から地域内における消費拡大を図るため「地産地消」運動を進めます。

観光業については、東関東自動車道館山線の全線開通により首都圏からの観光客の増加が期待される反面、時間距離の短縮が逆に観光行動の日帰り化を促し、宿泊等による地域経済への貢献が見込めない可能性もあります。このため、体験型観光などの地域固有の資源を活かした多様な観光メニューを開発・強化するとともに、宿泊・観光施設の魅力度を高めるなどの取り組みを推進します。併せて、地域内に点在する観光資源や宿泊・観光施設を交通・情報通信により適切にネットワーク化し、来訪者の利便の向上や滞在時間の長期化を図るための魅力的な広域観光ルートを確立します。

商業については、歩道空間の確保や駐車場整備により、買い物客が利用しやすい環境を整えます。また、「地産地消」運動のもと、既存施設や空き店舗を活用し、各地域の特産品を集積させることなどにより地域内の購買力を上げるとともに、来訪者にとっても魅力的な商店街づく

りに務めます。

工業については、高付加価値化の検討や積極的なPRに取り組むとともに、事業所の経営基盤の強化や安定化を支援します。

地域の特性を活かした産業の振興を図るため、農林水産業・観光・商工業などの地場産業との連携を強化する一方、道路交通網の整備を背景に企業の誘致に務め、若者にとっても魅力ある雇用の場を確保し定住を促進します。

（２）市民が「交」流するまち （交通・情報通信）

交通・情報通信ネットワークを充実し、市民の観光交流や経済活動の活発化を促すまちづくりを進めます

道路交通については、首都圏との時間的距離が飛躍的に向上する東関東自動車道館山線の数年後の開通に併せて、地域外交流及び地域内の連携の観点から、これに接続する地域高規格道路や国・県道等広域幹線道路の整備を促進し、道路ネットワークの充実に努めます。

公共交通については、住民の利便性を向上させるため、鉄道、高速バス及び生活路線バス等に対する住民ニーズを的確に把握し、それに対応した取り組みを推進します。

こうした交通ネットワークの構築にあたっては、災害時の対応を想定した整備も進めます。

一方、市民生活や行政サービスの充実を図りつつ、地域内外の人々との交流を促進するために、情報通信施設の整備を進めるとともに、道の駅などをはじめとする情報交流拠点の充実に努めます。

（３）市民が「住」みやすいまち （生活・自然）

快適・安全で、潤いのある市民生活を送ることのできるまちづくりを進めます

市民が快適に暮らすため、生活に密着した道路や排水路、ごみやし尿、火葬場など環境衛生、消防や防災対策、交通安全対策などの生活基盤の整備に努め、市民生活の向上を図ります。

また、市民が安心して生活できるまちづくりを目指して、関係機関・団体の協力を得ながら行政と市民が協働し、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。

自然環境については、海や変化に富む海岸線、河川、丘陵など豊かな自然を貴重な資源として守り育むとともに、その活用を図ることにより、人と自然が共生し、市民生活に潤いを与える環境づくりを目指します。

（４）市民に「優」しいまち （保健・医療・福祉）

市民誰もが生涯、安心して暮らせるまちづくりを進めます

高齢化率が高い現状に加え、今後も一層高齢化が進行する中で、市民が健康な状態を保ち、社会の担い手としていきいきと活躍でき、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせる社会を築くため、保健・医療・福祉の充実を図ります。

そのため、保健・医療体制の充実による健康づくり、介護予防を推進するとともに、地域で支えあう福祉の体制づくり、医療ニーズへの対応を図ります。

また、新市の未来を担う子供たちを安全・安心に産み育てるための環境づくりを進めます。

(5) 市民が「輝」くまち (教育・文化・スポーツ)

子供から高齢者まで、知的活動とスポーツ活動を楽しめるまちづくりを進めます

地域と連携し、子供たちが新市に誇りと愛着を持ち、自己の可能性を伸ばせるよう教育内容を充実するとともに、地域の特性を活かしつつ、教育環境の整備を図ります。

また、個性と伝統のある歴史・文化の継承や新たな文化の創出に努めながら、地域の自然や歴史・文化を市民誰もが享受できるプログラムを整備するなど生涯学習を推進します。

スポーツについては、市民が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりなどにより生涯スポーツの推進とともに、国際的、全国的なスポーツ大会の開催・誘致に努めます。

また、スポーツ施設については、既存施設の有効活用に努めつつ、拠点となる施設の拡充を図ります。

(6) 市民が「創」るまち (行財政・市民参加)

市民と行政の協働による新しいまちづくりを進めます

合併効果による行政の企画・立案機能を強化するとともに、すべての市民・企業・団体・行政が協働して新しいまちづくりを進めることができるよう、NPO活動の促進や男女共同参画社会の実現などを図りつつ、政策形成に積極的に参加できる仕組みづくりを整備します。

また、地域の魅力を広く伝えることはもとより、今後のさらなる発展の方向性を探るため地域内外、国内外を問わず、市民が積極的にさまざまな人々との交流を行うことのできる環境づくりを進めます。

市政運営に当たっては、特に財政状況の厳しいことを踏まえ、持続可能で自立できる行財政基盤を確立するため、行政評価システムの導入など民間経営の発想を取り入れ行財政改革を進め、効率的で効果的な運営の徹底を図ります。

第4節 新市の土地利用の基本方針

新市の将来像の実現を目指し、豊かな自然という貴重な資源と共生した土地利用を進めながら、地域の活性化と快適な都市環境の創出を図るため、以下のとおり土地利用の基本方針を定めます。

（１）市街地・集落地ゾーン

市街地・集落地ゾーンは、多くの人が生活を営むとともに、人が集い経済活動が行われる場です。このため、快適で安心して暮らせる居住空間や魅力ある商業空間の創出、教育・文化・スポーツ活動の場づくりなど、都市・生活機能の充実や地域の特色を活かした景観づくりなどを行い、良好な市街地・集落地の形成に努めます。

（２）自然環境ゾーン

自然環境ゾーンは、木材生産等の経済的機能に加え、治山治水、水源涵養など市民の生活を支えたり、市民の保養の場などとして、多面的な役割を果たしています。今後も、これらの役割を大切にし、貴重な自然環境の保全に努めるとともに、自然を活かした憩いの場として、人と自然の共生を基本に、森林空間の活用を図ります。

（３）農業振興ゾーン

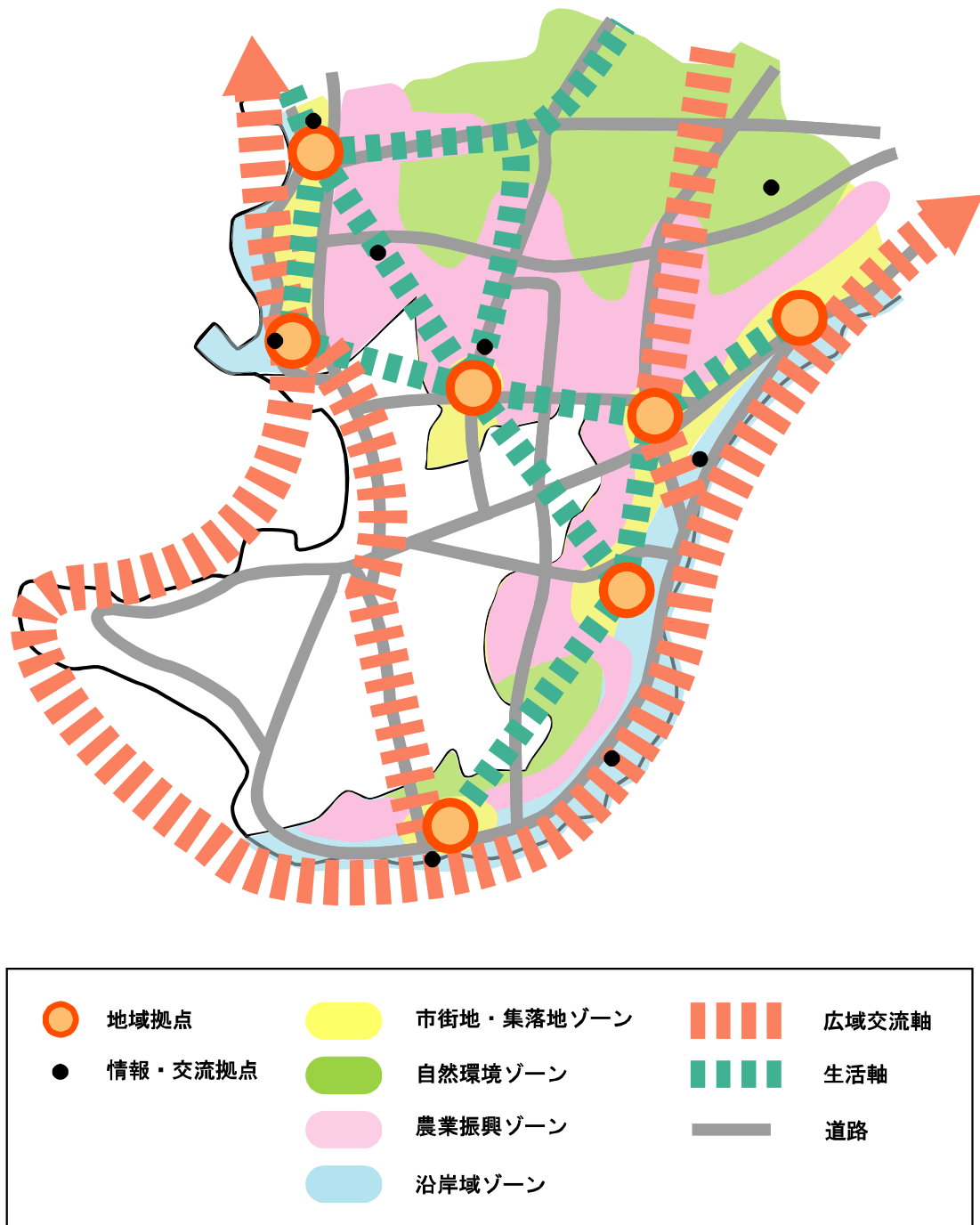
農業振興ゾーンは、農業生産の基盤であるとともに、保水機能やうるおいと安らぎをもたらす場であり、国土保全や環境保全に寄与するなど、多面的な価値を有しています。

このため、市街地・集落地との調整を図りながら、農業生産基盤や広域農道の整備などによる生産性の高い優良農地づくりを進めるとともに、生産者と消費者、都市と農村の交流の場としてもその活用を図ります。

（４）沿岸域ゾーン

沿岸域ゾーンは、漁業生産活動の場であるとともに、風光明媚な景観を演出し、観光・レクリエーションの場としての役割を果たしています。今後もこの役割を大切にし、貴重な自然的空間として保全しつつ、海洋性リゾート空間としての向上を図ります。

図 24 新市のゾーニングイメージ



第5章 新市の施策

第1節 市民に「活」力をあたえるまち（産業・雇用）

（1）農林業の振興

農業については、農産物のブランド化などによる高付加価値化，体験観光やグリーンツーリズム（※）など農業と観光の融合とともに，地産地消による農産物の流通を促進します。また，農業経営の基盤強化を図るため，後継者の確保・育成を図るとともに農道や農業用排水路の整備など生産基盤の整備を進めます。

酪農・畜産については，酪農発祥の地として，経営の安定化に努めるとともに，家畜防疫対策や家畜環境対策を推進します。

林業については，森林が有する水源涵養など多面的機能の保持に配慮しつつ，計画的な森林施業の推進を基本として，森林空間の活用，林道整備を進めます。

【主な施策】

- 農作物のブランド化等個性ある作物づくりの促進
 - グリーンツーリズムの推進による農村の活性化
 - 流通機能充実のための集出荷施設の整備促進
 - 農業振興地域整備計画の策定
 - 遊休農地の解消対策
 - 有害鳥獣対策の推進
 - 基幹農道，広域農道の整備促進
 - 農道・農業用排水路・ほ場整備等農業生産基盤の整備
 - ため池等整備
 - 家畜防疫対策の推進
 - 畜産環境対策の推進
 - 計画的な森林施業の推進
 - 林道整備の推進
- など

※ グリーンツーリズム：みどり豊かな農村地域において，自然，文化，人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

（2）水産業の振興

魚礁の設置や稚魚・稚貝放流事業などつくり育てる漁業の推進を基本としながら，水産加工業の拠点づくり，流通の拠点づくり及び産地直送システムの充実など販路の拡大，体験観光やブルーツーリズム（※）など漁業と観光との融合を進めます。また，漁業経営の基盤強化のため，漁業協同組合の合併促進や後継者の確保・育成を図るとともに，基幹となる漁港の整備を行い，多目的利用の推進など漁港機能の活性化を図ります。

【主な施策】

- ブルートourリズムの推進による漁村の活性化
 - 魚礁の設置や稚魚・稚貝放流事業等つくり育てる漁業の推進
 - 産地直送システムの充実等販路拡大の推進
 - 経営基盤強化のための漁業協同組合合併の促進
 - 水産加工業の拠点づくりや流通の拠点づくりの推進
 - 漁港整備
 - 漁港環境対策の推進
 - 漁港機能の高度化・活性化の推進
- など

※ ブルートourリズム：漁村地域において、浜辺のたたずまいや漁業とのふれあいを楽しむ滞在型の余暇活動

（３）観光の振興

観光振興基本計画を策定し、海や花などの自然資源、里見氏をはじめとする歴史資源、酪農を中心とした農業資源などの地域資源の有効活用を推進します。また、従来から盛んな花摘みに、史跡めぐりや乳製品作り体験などをネットワーク化し、既存の観光資源の魅力を高め、観光ニーズの変化に対応し交流人口の増加に努め、通年型観光地を目指します。

また、来訪者がこの地域に魅力を感じ、また訪れてみたいと感じることができるよう観光振興拠点の整備を図るとともに、「道の駅」等の情報交流拠点の配置ときめ細やかな観光情報の提供、わかりやすい観光案内サインの設置を推進します。さらに、観光協会等と連携し、市民を挙げて来訪者を温かく迎え入れる体制づくりや観光振興イベントの実施など観光プロモーションを推進します。

【主な施策】

- 観光振興基本計画の策定
 - 海や花等自然資源・歴史資源・農林水産資源等を活かした新たな観光メニュー化の実現
 - 地域の特色を活かした観光振興拠点の整備・拡充
 - 「道の駅」等の情報交流拠点の配置ときめ細やかな観光情報の提供
 - 地域全体で統一性をもったわかりやすい観光案内サインの整備等だれもが楽しめる観光地づくり
 - 指導者の養成など体験観光の受け入れ体制の拡充とホスピタリティ（※1）の向上
 - 観光振興イベントの効率的・効果的な実施
 - フィルム・コミッション（※2）や国際観光の推進
 - 海水浴場の整備
- など

※1 ホスピタリティ：訪問者を丁重にもてなすこと

※2 フィルム・コミッション：映画、テレビドラマ、CMなどのロケーション撮影を誘致し、実際のロケを

（４）商業の振興

「地産地消」のもと、市内各地の商店街については、安心してショッピングを楽しめるよう歩行空間のバリアフリー化（※）の推進、空き店舗の有効活用、産業振興イベントの開催、個性ある景観の形成などに取り組み、賑わいのある魅力的な商店街づくりを促進します。

また、中小企業の経営基盤の強化・安定化のための支援や後継者の確保・育成を図るとともに、商店街及び各店舗の個性化を促進します。郊外型の大型店舗の立地については、周辺の生活環境に配慮し、適切に誘導します。

【主な施策】

- 安心してショッピングができる魅力ある商店街づくりの促進
- 空き店舗の有効活用の促進
- 中小企業の経営基盤強化・安定化のための支援など

※ バリアフリー：障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味

（５）工業の振興

事業所の経営基盤の強化や安定化を支援するとともに、将来性のある企業の誘致に努め、雇用の場の確保を図ります。

貴重な地域資源である伝統的工芸品産業については後継者の確保・育成を図るとともに、あわせて、中小企業の経営基盤強化・安定化を促進します。

【主な施策】

- 企業誘致対策の検討
- 伝統工芸品産業の継承と後継者の確保・育成
- 中小企業の経営基盤強化・安定化のための支援など

（６）新産業の創出

地域経済を活性化し、新たな雇用を創出していくため、農林水産業や商工・観光業等との連携により新たな産業の創出に努めます。

また、ＳＯＨＯ（※１）、テレワーク（※２）などの形態を採用した業務など、新しい産業の育成・誘致に努めます。

【主な施策】

- 農林水産業や商工・観光業等の連携による新たな産業の創出
- ＳＯＨＯやテレワークの起業支援

など

- ※1 SOHO(ソーホー・Small Office/Home Office：スモールオフィス／ホームオフィス)：パソコンやインターネットを使って、在宅勤務を含めた小規模なオフィスでの勤務形態
- ※2 テレワーク：「遠隔勤務」と言われ、職場以外の場所で、パソコンなどを利用して職場にいるのと同じ内容の仕事をする勤務形態

第2節 市民が「交」流するまち（交通・情報通信）

（1）道路の整備

東関東自動車道館山線や東京湾口道路，地域高規格道路など広域的な道路網の整備，国道128号バイパスの建設促進，国道127号，国道410号など国道・県道等の幹線道路の改良を推進し，市民はもとより，市外からの利便性を高めて広域的な経済活動や観光交流の促進に努めます。

また，市内幹線道路の整備充実，道路の拡幅や生活道路を改善することで交通の支障箇所の解消に努め，市民生活の利便性や快適性の向上を図ります。

【主な施策】

- 地域高規格道路（館山・鴨川道路）の建設促進
- 国道127号の道路整備の促進
- 国道128号バイパスの建設促進
- 国道410号の道路改良の促進
- 県道の整備促進
- 市域内を結ぶ幹線市道の整備推進
- 老朽橋梁の整備
- など

（2）鉄道の機能強化

JR内房線及び外房線の特急電車の始発着や本数の維持・増発，線路の複線化などを働きかけ，鉄道輸送力の維持・強化を促します。また，列車ダイヤ改善や列車ダイヤ運行の安定性の向上を要請するとともに，駅舎および駅前広場，駅前公共駐車場などの駅周辺施設の整備を進め，利用者の利便性の向上に努めます。

【主な施策】

- 列車ダイヤ改善等による利用者の利便性の向上
- 駅舎・駅前広場の整備促進
- など

（3）バスの機能強化

地域生活を支える既存バス路線の充実に努めるとともに，市内を循環するコミュニティバスの運行を進めます。また，首都圏と本市を結ぶ高速バスネットワークの充実に促すとともに，その利便性の向上の観点から，バスターミナルの整備を図ります。一方，財政負担を伴う利用者の少ないバス路線については，市民生活に影響を及ぼさないよう十分配慮しながら，交通手段の変更などを検討します。

【主な施策】

- コミュニティバス路線の充実
- 高速バスの増便，新規路線の開設等の利便性向上

- バスターミナルの整備
など

(4) 交通に対する防災対策

災害時などにおいても住民の安全が確保できるよう多重的な交通ネットワークの構築に努めます。また、交通施設については、防災の観点から耐震化を進めるとともに、適切な維持・点検を行うほか、災害時及び復旧時の体制整備を図ります。

【主な施策】

- 国県市道の点検強化
- 関係団体との連携強化
など

(5) 情報通信基盤の整備

市民生活の情報化、情報通信を活用した産業の創出など、生活の利便性向上や産業振興の観点から、情報環境の地域間格差の解消を促進します。また、情報化に対応した推進体制を整備するとともに、情報通信ネットワーク基盤の整備を推進します。

【主な施策】

- 情報通信ネットワーク基盤の整備
など

(6) 情報交流拠点の充実

地域内外のひと・もの・情報が交流する拠点として、市内にある「道の駅」等の情報交流拠点のネットワーク化を推進し、交通や観光情報などの情報発信・提供機能の充実を図ります。

【主な施策】

- 情報交流拠点のネットワーク化の推進
- 「道の駅」の整備・充実
など

第3節 市民が「住」みやすいまち（生活・自然）

（１）交通安全・防犯対策の推進

交通安全対策については、自動車運転マナーの向上など交通安全教育の充実、踏切や信号の改善など交通安全施設の整備充実、高齢者などに配慮した歩道の整備などを推進します。また、交通災害の被害者や遺族のケアなど相談体制の充実を図ります。

防犯対策については、県との連携を深め、防犯灯の設置、夜間パトロールの強化、防犯意識の啓発などにより防犯対策を推進します。

【主な施策】

- 市内各種団体・地域住民と警察との連携強化
- ガードレール・カーブミラー・道路標識等交通安全施設の整備充実
- 防犯灯の設置等による安全なまちづくりの推進
など

（２）防災・消防・救急対策の充実

消防施設・装備の充実、救急救命体制の強化充実とともに、自主防災組織の育成強化、防災知識の普及などにより、常備消防・非常備消防や救急救命の体制強化を図ります。

また、災害発生時における被害を最小限に抑えるため、災害危険箇所の点検・改修、被災箇所の応急・復旧体制の確立、防災施設の整備充実、防災行政無線等情報連絡体制の強化を図ります。

【主な施策】

- 救急救命体制の強化充実
- 防火水槽の設置や消防車両の更新などによる消防施設の整備充実
- 国民保護対策（※）の強化
- 急傾斜地崩壊対策
- 災害用備蓄施設の整備充実及び備蓄資器材の充実
- 防災行政無線等情報連絡体制の強化
- 庁舎の防災体制の強化
- 常備消防施設の再編・整備
など

※ 国民保護対策：武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にするための対策

（３）自然環境の保全と共生

環境学習の推進を通じて自然環境保全に関する市民の意識の高揚を図るとともに、景観保持や市民のレクリエーションの場の確保の観点から、国定公園や自然公園、自然環境保全地域などを中心として、河川や海岸、里山・中山間地域の保全を図ります。

また、持続可能な社会を目指してバイオマス（※）、太陽光発電など環境にやさしい新しいエネルギーの導入・活用を図ります。

【主な施策】

- 環境学習プログラムの整備
 - 自然公園の保全
 - 自然環境保全地域の保全
 - 不法投棄の監視
 - 環境にやさしい新エネルギーの導入
 - 河川・海岸環境の保全・整備
- など

※ バイオマス：生物資源という意味で、エネルギー源または化学・工業原料として生物体を利用すること

（４）市街地・集落地・公園の整備

地域の特性を活かすとともに、高齢者等に配慮したバリアフリーのまちづくりを進め、良好な住宅環境の形成を促します。

また、地域の均衡ある発展や定住化対策として、マルチハビテーションの促進を図ります。快適な生活環境の実現の観点から、道路・排水路等生活基盤の整備を進めるとともに、レクリエーションの場の創出と災害時の避難場所確保の観点から、公園・緑地の整備を推進します。

【主な施策】

- 道路・排水路等生活基盤の整備
 - 公園・緑地の整備
- など

（５）土地利用・景観整備

国土調査を推進し、土地情報の明確化に努めるとともに、新市における都市計画マスタープラン（※）を策定し、土地利用の適正化を推進します。

また、公共案内標識の整備を図り、市民や観光客の利便性の向上を図るとともに、温暖な気候を活用した花と緑のまちづくりや良好な街並みの景観づくりのほか、花いっぱい運動を推進します。

【主な施策】

- 国土調査の推進
 - 公共案内サインの整備
 - 花いっぱい運動の推進
- など

※ 都市計画マスタープラン：都市計画に関する基本方針。住民に最も近い立場にある市町村がその創意工

夫のもとに、住民意見を反映して将来のまちづくりの方針を明らかにするもの

(6) 上水道の整備

配水施設・浄水場・貯水施設等の維持管理・改修を行うとともに、水質検査の実施、水源周辺の環境保全などを行い、水道事業体の経営基盤の強化を図り、安全で良質な水の供給を行います。

【主な施策】

- 配水施設等の維持管理・改修による安全な水の供給
- 浄水場施設の整備
- 広域化施設整備促進（大多喜ダム関連）
など

(7) 污水处理対策の推進

環境の保全や快適な市民生活の確保のため、農業集落排水、合併処理浄化槽など地域の特性に応じた污水处理対策を推進します。

【主な施策】

- 合併処理浄化槽の設置促進
など

(8) 廃棄物対策の推進

分別収集やごみ処理費用の受益者負担、家庭での生ごみ処理等によるごみの減量化やリサイクルを促進するとともに、ごみ処理施設、最終処分場、し尿処理施設の整備・維持管理に努め、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを推進します。

【主な施策】

- 分別収集によるごみ減量化の推進
- ごみ処理施設の整備推進
- し尿処理施設の整備推進
など

(9) 火葬場の整備

現在の火葬場の状況を踏まえ、適正配置に留意しながら、新たな火葬場の建設を推進します。

【主な施策】

- 火葬場の建設

第4節 市民に「優」しいまち（保健・医療・福祉）

（１）保健・医療体制の充実

保健・医療・福祉の連携のもと、疾病の早期発見・早期治療のための各種検診事業を進めるとともに、一人ひとりに応じた健康づくり活動の支援、健康づくりネットワークの強化により疾病の予防に努めます。

また、救急・休日医療の充実、様々なニーズに対応した医療体制の強化を推進します。

【主な施策】

- 高齢者保健福祉計画の策定
- 健康づくり活動の支援
- 保健医療の連携強化
- など

（２）子育て支援・児童福祉の充実

少子化対策として、子育て支援計画を策定し、幼保一元化や保育時間の充実、学童保育の充実を図り、働きながら子育てを行う家庭の負担軽減に努めます。

また、児童館、児童公園などの整備・充実、子育て家庭のグループ活動の支援とともに、男女の役割分担意識の変革や育児休業の普及など就労環境の改善を促進し、子供を安心して産み育てる環境づくりを行います。

【主な施策】

- 子育て支援計画（次世代育成地域支援行動計画）の策定
- 子育て支援体制の充実
- 学童保育等の充実
- 幼保一元化の検討・推進
- 保育所の整備充実と保育時間の見直し
- など

（３）高齢者福祉・介護保険事業の充実

高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加に対応し、高齢者福祉施設の充実を図るとともに、介護保険事業の円滑な運営・介護予防を推進します。在宅介護については、住み慣れた家庭や地域で暮らしつづけられるよう在宅福祉サービスを充実するとともに、在宅生活を支援する施設サービスの充実、地域リハビリテーション体制の充実を図ります。

また、高齢者の生涯学習機会の充実と社会参画の促進のため、地域における高齢者の活躍の場づくり・生きがいつくりの機会を提供するとともに、高齢者福祉に関する総合的な相談窓口の充実を図ります。

【主な施策】

- 介護保険事業計画の策定

- 介護保険事業の円滑な運営
 - 介護保険事業の推進
 - 老人クラブ活動の促進
 - シルバー人材センターの有効活用
 - 福祉センターの整備充実
 - 高齢者福祉施設の整備と充実
- など

(4) 障害者福祉の充実

障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者計画を策定し、障害者を支援する施設サービスの充実を図り、ユニバーサルデザイン（※）に配慮した都市空間や公共的施設の整備を進めます。

また、障害者福祉に関する総合的な相談窓口の充実を図り、障害者の生活を支援します。

【主な施策】

- 障害者計画の策定
 - 障害者に関わる住民啓発、福祉教育、交流活動の推進
 - 総合相談・情報提供体制の整備
- など

※ ユニバーサルデザイン:「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるデザイン

(5) 地域福祉の充実

地域福祉の推進のため、地域福祉計画を策定し、NPO（※）・ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、自治会などとの連携を維持・強化します。また、ひとり親家庭などの生活の安定化を支援するとともに、結婚相談活動の支援を行います。

【主な施策】

- 地域コミュニティづくりの推進支援
 - ひとり親家庭に対する生活安定支援・相談体制の充実
 - 結婚相談活動の支援
- など

※ NPO（Non-Profit Organization：民間非営利団体）：利潤追求を目的とすることなく、社会に対するサービスを提供する組織

第5節 市民が「輝」くまち（教育・文化・スポーツ）

（１）教育内容の充実

教育指導体制の確立を図り、子供たちの自ら学び、自ら考える力を育む教育を推進します。国際化や情報化等の時代の流れに対応した教育を推進するとともに、学校、家庭、地域が連携・協力して開かれた学校を実現し、地域の自然、歴史、産業、人材等を活用した教育を進めます。また、健全な心と社会性や生命の大切さと、地域への愛着を持つ人間性豊かな人づくりを推進し、将来の地域の担い手を育成します。

【主な施策】

- 余裕教室の利活用
- 地域人材活用
- 地域素材の教材化の推進
- 国際化に対応できる人材育成の推進
- 学校、家庭、地域の連携・協力と開かれた学校の推進
など

（２）教育施設の整備・改善

少子化による児童・生徒数の減少が見込まれる中、教育施設や給食施設等については計画的・合理的な配置・整備・改善を進めます。また、耐震補強など安全面に配慮した施設や設備の改修・整備を推進するとともに、教育機器の充実と情報ネットワークの構築を進めます。

【主な施策】

- 幼稚園施設・設備の整備充実及び適正配置
- 幼保一元化の検討・推進
- 小学校施設の整備充実及び適正配置の検討・推進
- 中学校施設の整備充実
- 学校給食施設の整備充実
- スクールバスの更新
など

（３）生涯学習の推進

生涯学習基本計画を策定し、市民が気軽に生涯学習活動を行える環境を整備します。公民館や生涯学習・社会教育施設における学習機会の提供や生涯学習情報のネットワーク化のほか、社会教育関係団体や生涯学習ボランティアの育成を図り、家庭及び地域の教育力の充実を支援します。また、地域の自然や伝統文化、歴史建造物に触れあう機会の充実を図るなど、ふるさと学習を推進します。

【主な施策】

- 市民の学習ニーズに対応した学習機会の提供
- 公民館等の生涯学習施設の整備・充実
- 社会教育関係団体の育成及び支援
など

（４）文化振興と地域文化の醸成

民俗芸能などの無形文化財のほか、歴史的な建造物や美術工芸品など有形文化財の保全と活用を図り、各地域の伝統文化の継承に努めます。また、地域文化に係わる学校教育や生涯学習活動に資する図書館などの施設整備に努めるほか、観光との連携を図りながら、新しい地域文化の創出に努めます。

【主な施策】

- 歴史資源の保存と活用
- 図書館の整備
など

（５）スポーツ・レクリエーション活動の推進

各種スポーツ大会の開催や総合型地域スポーツクラブの育成により、市民の健康増進と交流機会の増大に努めます。また、国体など全国規模のスポーツ大会の開催や、プロスポーツのキャンプを誘致できるような受入れ体制を整備するとともに、既存スポーツ施設の有効利用や拠点施設等の整備、指導者育成・確保の推進を図ります。

【主な施策】

- 各種スポーツ大会の開催等生涯スポーツの推進
- 指導者育成・確保の推進
- 既存スポーツ施設の有効活用と拠点施設の整備
など

第6節 市民が「創」るまち（行財政・市民参加）

（１）市民参画システムの構築

市民の市政への一層の参画を促し、ボランティア等市民活動への関心を高めるため、市民からの意見を積極的に反映する広報・公聴体制の充実を図ります。

また、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、情報提供等によるボランティア意識の高揚のもと、NPO及びボランティア団体の自立の支援とネットワーク化を推進し、公募による各種審議会委員等の積極的な登用を推進します。

さらに、住民自治推進の観点から、市民の行政への参加意識を高めるためのミニ市場公募債の発行を検討します。

【主な施策】

- 情報提供等によるボランティア意識の高揚
 - パブリック・コメント（意見公募制度）（※）の導入
 - NPO及びボランティア団体の自立の支援とネットワーク化の推進
 - 公募による各種審議会委員等の登用
- など

※ パブリック・コメント：行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く住民・事業者等の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの

（２）開かれた行政の推進

高度情報化に対応した広報活動の充実を図るとともに、情報公開を推進し市民に開かれた行政を目指します。情報公開にあたっては、個人情報保護制度を充実させながら、IT（※1）等を積極的に活用します。

また、市の施策や事務事業の効果を市民とともに検証する行政評価システム（※2）の導入を検討します。

【主な施策】

- 情報公開の推進
 - 個人情報保護制度の充実
 - 高度情報化に対応した広報活動の充実
 - 行政評価システムの導入
- など

※1 IT（Information Technology：情報通信技術）：コンピュータとネットワーク（特にインターネット）に関連する技術

※2 行政評価システム：政策や事業等の行政活動について、一定の基準で、できる限りわかりやすい指標を用いて、その必要性や効率性、成果などについて評価し、総合計画の進行管理、予算編成等に活用する

もの

（３）男女共同参画社会の形成

家庭、職場、地域社会など、あらゆる場における男女の参画を推進するため、男女共同参画推進プランを策定し、制度面、意識面、ハード面などにおける制約の解消に努め、男女共同参画社会の形成を図ります。

【主な施策】

- 男女共同参画推進計画の策定
- DV（※）被害者の相談・支援体制の整備
など

※ DV（Domestic Violence：家庭内暴力）：夫やパートナーなど、親密な間柄にある、又はあった男性から女性に対してふるわれる暴力

（４）地域内外交流等の促進

地域コミュニティ施設を整備し、市民の地域における自主的な諸活動への支援や協力・連携体制の構築により地域コミュニティの強化を図ります。

地域外との交流については、都市農漁村交流や産業交流等多様な交流活動を促進し、合併前の旧団体で締結された姉妹都市・友好都市との交流活動の促進に努めます。

【主な施策】

- 地域コミュニティの強化
- 都市農漁村交流や産業交流等多様な交流活動の促進
- 姉妹都市・友好都市等との交流機会の充実
- 地域コミュニティ施設の整備
など

（５）効率的・効果的な行財政運営の推進

I Tの活用や職員の定員管理、事務事業のアウトソーシング（※1）の推進などによる効率的な行財政運営に努め、健全財政の推進を図ります。

また、社会経済の変化や市民ニーズの変化などに的確に対応した行財政運営を行うため、職員研修制度の充実など、行政職員の専門性や政策形成能力の向上、公共的団体の自主的活動の促進に努めます。

公共施設の整備・管理・運営については、P F I（※2）や指定管理者制度（※3）による民間活力の導入を推進するなど、時代のニーズに合致したサービスの提供と施設の効率的な運営を図ります。

【主な施策】

- 行政改革及び定員適正化計画の策定
 - 事務事業のアウトソーシングによる効率的な執行
 - I Tの活用による電子自治体化の推進
 - 行政職員の専門性や政策形成能力の向上
 - 公共的団体の自主的活動の促進
 - 公共施設整備への民間資金等の活用（P F I 等）
 - 本庁舎の建設検討・整備
- など

※1 アウトソーシング：事務事業の一部を外部の業者に委託すること

※2 PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）：

公共施設等の建設，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法

※3 指定管理者制度：直営か政令等で定める公共的団体に限定してきた「公の施設」の管理・運営を民間事業者もできるようにする新しい制度

第6章 新市における県事業の推進

第1節 県の役割

現在、地方分権や三位一体の改革が進められており、「21世紀は地方分権の時代」、「地域間競争の時代」と言われ、地方自治体は意識や財政や政策面での体質そのものを、これまでの「国依存」から「自主・自立」へと転換する大きな変革の時期に来ています。このような中、真の地方分権を実現するためには、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が独自性・個性を持った「ちから」をつけ、地域の発展可能性を将来に引き継いでいくことが大変重要です。

県としては、新市が基礎自治体として住民のニーズに的確に対応できるよう、「ふさのくに合併支援交付金」による財政支援や政策立案等に当たっての人的支援などを行うとともに、以下の方針のもと、様々な場面で、地域住民や新市と連携しながら、地域特性を活かしたまちづくりを促進していきます。

新市は、温暖な気候、恵まれた自然環境を活かした観光・リゾート、レクリエーション機能を有する南房総地域の拠点都市と位置付けられ、花き栽培、酪農、磯根漁業など個性ある農林水産業などを活用した新しい形の都市との交流を進め、地域の活性化を図ることが期待されています。

このような状況の中で、東関東自動車道館山線の整備や地域高規格道路など広域的な計画が進められており、こうした交通アクセスの向上を活かした発展も期待されています。

また、中山間地域を多く含む新市では、水害の軽減対策、急傾斜地崩壊対策、湛水被害の防除など、自然災害に対する施策を進めることにより、安心・安全な生活環境の整備が実現します。

県では、道路網をはじめとする都市基盤や農林漁業基盤などの基盤整備を中心に、新市の地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めるための県事業を積極的に推進します。

第2節 新市における県事業

新市のまちづくりにおいて、千葉県が事業主体となつて行う事業は次のとおりです。

表 18 新市における県事業

施 策	施策の項目	主な事業
1 市民に「活」 力を与えるまち (産業・雇用)	(1) 農林業の振興	○農業生産基盤整備 ● かんがい排水事業 丸山町, 三芳村 安房中央地区 ● 地域開発関連整備事業(土地利用秩序形成型) 白浜町 白浜中央地区 ● 経営体育成基盤整備事業 三芳村 御庄地区, 千代・三坂地区 ○農村整備 ● 広域営農団地農道整備事業 安房地区, 安房2期地区, 安房東部地区 ● 一般農道整備事業 富山町 平群2期地区 ● 中山間地域総合整備事業 富山町 平群地区, 白浜町 南房総白浜地区, 千倉町 千倉南部地区 ○農地等保全事業 ● ため池等の整備 富浦町, 富山町, 三芳村, 白浜町, 千倉町, 丸山町, 和田町 ● 地すべり対策事業 富山町(地すべり防止地区) ○林業の振興 ● 地すべり防止事業 富山町, 三芳村, 丸山町, 和田町 (地すべり防止区域内) ● 森林環境保全整備事業 富浦町, 三芳村
	(2) 水産業の振興	○漁港の整備 ● 乙浜漁港 ● 和田漁港
	(3) 観光の振興	○観光の充実 ● 野島崎園地の充実

2 市民が「交」 流するまち（交 通・情報通信）	（１）道路の整備	○国道の整備 ● 国道 128 号 ● 国道 410 号 ○県道の整備 ● 主要地方道 館山白浜線 ● " 富津館山線 ● 一般県道 外野勝山線 ● " 犬掛館山線 ● " 館山大貫千倉線 ● " 富山丸山線 ● " 和田丸山館山線
3 市民が「住」 みやすいまち（生 活・自然）	（２）防災・消防・ 救急対策の充実	○急傾斜地崩壊対策

第7章 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性や同種施設の配置のバランス、さらには財政状況を考慮しながら検討を進めます。

新たな公共的施設については、常に住民ニーズを把握し、時代の要請に適合した施設整備とすることを基本としつつ、財政状況等を踏まえ、当該施設の緊急性や必要性について十分検討するとともに、既存施設を可能な限り有効に活用することにも配慮し、計画的・効率的な整備に努めます。

【主な施策】

- 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化・除却の推進

第8章 財政計画

新市において健全な財政運営を行うことを目指し、合併後 20 年間（平成 18 年度～令和 7 年度）における普通会計ベースの財政計画を作成しています。

なお、作成にあたっては、新市における新たな組織体制及び新市において新たに必要となる事業を見込んでいます。

第1節 歳入

歳入面では、地方交付税や地方債等を過大に見積もることのないよう留意しています。

（1）地方税

市民税は将来の人口の増減を見込んで推計しています。景気などの影響を受けにくい固定資産税、その他の地方税は一定で見込んでいます。

（2）地方譲与税

一定で見込んでいます。

（3）各種交付金

利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金について一定で見込んでいます。

（4）地方交付税

三位一体改革の影響など今後の交付税の見通しは不透明ですが、一定の減額を見込んでいます。また、合併に係る交付税の追加措置、合併特例債の償還額の交付税措置などを別途見込んでいます。

（5）国庫支出金・県支出金

国庫支出金、県支出金については、投資的経費および扶助費に係る額を毎年度の支出に連動させ、その他の支出金は一定としています。また合併にかかる補助金も見込んでいます。

（6）地方債

投資的経費の一定割合を起債する想定で、毎年度の投資的経費の変動に応じて地方債を発行する設定にしています。そのほか、建設事業及び基金造成にかかわる合併特例債および臨時財政対策債、減税補てん債、過疎対策事業債を見込んでいます。

(7) その他の歳入

分担金・負担金，使用料・手数料，財産収入，諸収入については一定としています。

繰越金は，前年度収支の黒字分を基金へと積み立てることを想定しているため，見込んでいません。また，寄付金も見込んでいません。

繰入金は，特別会計からの繰入金を見込んでいます。

第2節 歳出

歳出面では，合併による人員削減効果を見込む一方で，新市に必要な投資的経費や少子高齢化社会の進行に伴う社会福祉関係経費などを見込んでいます。

(1) 人件費

合併に伴い特別職である4役，議員，委員等の減員を見込んでいます。また，一般職員については，類似都市を参考に減員を見込んでいます。

(2) 物件費

合併に伴う人員縮減や施設の効率化などを勘案して経費減を見込んでいます。

(3) 扶助費

少子高齢化による影響や合併に伴い想定される福祉事務所設置経費（市負担分）を見込んでいます。

(4) 補助費等

合併に伴う事務調整等を勘案して類似都市を参考に一定程度の減額を見込んでいます。

(5) 公債費

既発行分の地方債の償還額に，合併特例債，臨時財政対策債，減税補てん債，過疎対策事業債を含む新規起債分の償還額を加えて見込んでいます。

(6) 繰出金

高齢化が進む中で介護保険特別会計，老人保健特別会計への財政負担の増加が想定されることから，高齢者人口の増加に連動して繰出金の増加を見込んでいます。

(7) 積立金

合併特例債による基金造成を見込んでいます。また，投資的経費を一定額確保した後の余剰分については基金として積み立てます。

(8) 投資的経費

基本的に歳入総額から義務的経費を除いた余剰分を投資的経費としていますが、一定の公共投資の水準を確保しています。

(9) その他の歳出

維持補修費，投資・出資・貸付金は一定としています。また，合併に伴う経費などを見込んでいます。

表 19

財政計画

(単位:百万円)

歳入	区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	地方税	3,912	4,240	4,220	4,061	3,993	3,998	3,913	3,913	3,969	3,873	3,929	4,016	4,023	3,955	3,852	3,863	3,859	3,850	3,837	3,821
	地方譲与税	573	261	250	234	228	222	207	212	201	210	208	207	209	215	215	215	215	215	215	215
	各種交付金	749	663	602	588	598	560	472	536	566	854	737	794	836	857	936	927	927	927	927	927
	地方交付税	9,187	8,735	9,320	9,633	10,855	11,130	10,819	11,062	10,998	10,930	10,774	10,348	9,874	10,238	9,666	9,426	9,287	9,032	8,739	8,229
	国庫支出金	1,081	1,626	1,390	4,458	2,632	1,766	1,481	2,762	2,288	2,165	1,880	1,781	2,253	3,047	1,962	2,141	2,446	2,281	1,888	1,882
	県支出金	881	1,161	1,148	874	1,016	1,119	1,014	1,119	1,242	1,125	1,300	1,176	1,257	1,218	1,070	1,081	1,092	1,105	1,119	1,134
	地方債	1,695	2,058	1,514	5,892	3,643	1,756	2,515	3,101	2,197	3,414	1,642	1,405	4,264	2,354	3,886	3,889	2,750	3,842	2,119	961
	その他歳入	1,953	2,211	2,335	2,029	2,477	3,137	2,779	2,489	5,073	2,627	2,630	3,134	2,920	4,781	3,636	3,256	3,439	3,386	2,662	2,931
歳入総額		20,031	20,955	20,779	27,769	25,442	23,688	23,200	25,194	26,534	25,198	23,100	22,861	25,636	26,665	25,223	24,798	24,015	24,638	21,506	20,100

歳出	区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	人件費	4,971	4,869	4,712	4,532	4,455	4,368	4,202	4,043	4,052	4,036	3,961	3,894	3,831	3,954	3,796	3,769	3,706	3,662	3,580	3,519
	物件費	2,791	2,751	2,622	2,876	2,930	2,955	2,809	2,872	3,346	3,268	3,544	3,442	3,647	4,172	4,711	4,556	3,687	3,827	4,020	4,058
	扶助費	1,133	1,225	1,391	1,474	1,854	1,996	2,083	2,169	2,359	2,377	2,591	2,401	2,415	2,574	2,592	2,616	2,645	2,678	2,715	2,758
	補助費等	2,473	2,379	2,495	3,452	2,584	2,925	2,779	2,501	2,324	2,506	2,606	2,440	2,417	2,575	2,536	2,527	2,518	2,509	2,501	2,492
	公債費	2,695	2,920	2,966	2,897	3,210	3,119	3,012	3,275	3,343	3,411	3,652	3,658	3,517	3,556	3,619	3,716	3,624	3,431	3,237	2,984
	繰出金	1,331	1,415	1,476	1,599	1,695	1,743	1,770	1,916	1,882	1,954	1,992	2,036	2,026	2,057	2,031	2,014	1,998	1,981	1,964	1,948
	積立金	1,019	415	1,733	6,017	3,184	2,569	2,435	2,335	3,638	1,798	1,766	1,627	1,259	405	925	98	98	98	98	98
	投資的経費	2,218	3,639	2,114	3,234	3,975	2,460	2,673	4,311	4,120	4,367	1,830	1,759	5,564	3,461	3,622	4,466	4,697	5,547	2,461	1,440
その他歳出		236	231	253	308	293	202	240	366	280	316	222	295	200	170	172	172	174	173	172	173
歳出総額		18,867	19,844	19,762	26,389	24,180	22,337	22,003	23,788	25,344	24,033	22,164	21,552	24,876	22,924	24,004	23,934	23,147	23,906	20,748	19,470